

事業総点検 点検結果-対応状況

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
外1	再生資源回収推進事業	環境課	資源物の集団回収活動を行う団体に対して、回収量に応じ1kgあたり（※びんにについては1本あたり）3円の奨励金を交付し、ごみやその他の廃棄物の減量化、資源の再生化の促進を図るとともに廃棄物に対する市民のリサイクル意識の高揚を図る。	●当該事業について、市民意識の向上に効果があるかについて、情報の収集の視点が欠けているように思われる。奨励金が活動された方の意識の向上につながったのかを聞き取る等、事業効果に関する情報の収集について見直していただきたい。	●奨励金の周知について、情報の発信の視点が欠けているように思われる。周知が十分でなければ公平性に問題が生じるため、制度の周知について見直していただきたい。	●自己評価にある奨励金の見直しについては、引き続き全体の目的に照らし合わせて考えていただきたい。 【自己評価】 奨励金の金額見直し。	●民間事業者による資源回収が行われれば、そもそも奨励金自体が不要となることも考えられる。 ●民間委託の可否については、目的に合うかどうかで判断し、継続して考えていただきたい。	再生資源回収団体へアンケート調査を実施し、奨励金のあり方について検討すると同時に、社会的要素や公平性等についても、いくつかの視点から検討した。
外2	C A T V 広報いせ放送事業	広報広聴課	ケーブルテレビで放送する行政情報番組（特集番組・お知らせ番組各1日8回放送）の制作、放送スケジュール管理及び放送業務	●ケーブルテレビから光通信によるサービス等、他の通信手法への乗り換えが増える可能性がある。加入率が伸び悩んでいる中、いずれは抜本的な見直しも必要になってくると考えられる。 ●ケーブルテレビがどの程度使われているかを把握し、人口の何割がケーブルテレビによってカバーできているかを把握した上でどのような情報発信をしていくか考えていく必要がある。 ●震災時の緊急速報を求めるニーズも高まっていることから、ケーブルテレビにどれだけ速報性が求められているかを把握した上で、それにケーブルテレビがどれだけ応えられるかを検討していただきたい。	●ケーブルテレビに加入されていない世帯の方々へ行政情報や緊急速報をどのように伝えていくかが問題である。	●情報を流しっぱなしにするのではなく、必要な情報を提供していく必要がある。緊急時の速報や市民の意見を吸い上げる場がケーブルテレビ上であれば良い。その際には双方向性（デジタル放送の双方向放送のみならず、FAXなどの他の媒体を用いた双方向性を含む）に留意して考えていただきたい。 ●タレントの活用も一つだが、職員を活用していくことも必要と考える。 ●見る年代層に応じて情報の内容を変えると視聴率も変わってくるのではないかと。	●番組構成等については民間事業者の方が魅力的な構成を作ることができると思う。民間の立場から行政情報はこうあるべきとの視点から内容を変えていくために、思い切って全部委託をすることも考えていただきたい。	ケーブルテレビに加入されていない世帯の方々へ行政情報を伝えていくために、24年度から市のホームページ上で行政放送番組の配信を行う予定。また緊急情報については、防災無線の内容を自動的にホームページにアップするシステムを導入する。
外3	伊勢のまつり開催事業	市民交流課	市民が、「見て」、「参加して」楽しめる行事を通じて、市民の一体感の醸成を図ると共に市民文化の向上に寄与し、ふるさとづくりの推進を図ることを目的とする。	●既にアンケートも実施しているということであるので、事業目的である市民の一体感の醸成、市民文化の向上についても、実現できているかを測っていただきたい。 ●満足感がどのように向上したかなど、質的なものを捉えて行くために、アンケートを上手く活用していただきたい。 ●まつりに参加されなかった方の意見の吸い上げも検討していただきたい。	●多くの団体、個人が参加できるように留意していただきたい。 ●市民の人に等しく声をかけられているか、また、それによって市民の参加を引き出すことができているか、PRの努力を自己点検していただきたい。	●まつりの中長期的な方向性を明確にしていく必要がある。その中で、サテライト方式など会場のあり方等を検討していただきたい。 ●市民文化の向上の側面についても考えていただきたい。 ●まつりのメイン行事の育成等も検討していただきたい。 ●パンフレットにおける実行委員会のメッセージ性が弱く感じる。	●将来的な方向性の中で考えていただきたい。	・開催日程については、伊勢まつりは市民の方々に参加しやすい土日開催としていることから、神嘗祭（10/15,16）と同日開催することは困難であると実行委員会では判断している。 ・個人でもまつりに参加できるように企画づくりを実行委員会で協議している。 ・パンフレットへの実行委員会からのメッセージについては、H23から対応した。
外4	伊勢志摩広域観光活性化事業	観光企画課	伊勢志摩地域が一体となって、観光誘客宣伝活動を行うとともに、（社）伊勢志摩観光コンベンション機構が伊勢志摩地域全体の観光の牽引役を担う。	●伊勢志摩地域は観光で経済が成り立っており、観光振興は非常に重要であり、公益性は非常に高い。	●伊勢市の負担が他の自治体と比較して妥当であるかという観点が必要 ●市の税金を使うからには、市内業者への還元で公平性があるかの評価が必要	●伊勢志摩地域を越えたもう一つ大きな広域性が今後の課題と考えられるので、その点も含め考えていただきたい。 ●ご遷宮の後も訪れてみたい、何度も訪れてみたいと思わせる魅力をどのように出して行くかを考えていただきたい。 ●民間事業者との連携を更に強くしていただきたい。 ●公共交通機関で訪れた観光客にやさしい観光地を目指してもらいたい。	●公益法人化を目指しているということ、高く評価される。	伊勢市は鳥羽市・志摩市と同等な立場で参画しており、負担金は同額で問題ない。伊勢志摩地域の連携を確立し、遷宮以降も引き続き多くの方々にお越しいただくような事業展開を行い、各市町それぞれの地域産業の活性化を目指す。
外5	障害者手当等給付事業（うち福祉給付金支給について）	障がい福祉課	日常生活において、常時（特別の）介護を必要とする在宅の重度障がいのある人に対し、その負担の軽減を図ることを目的として、障害児福祉手当（20歳未満）・特別障害者手当（20歳以上）等を支給する。	●自己評価結果で問題なし 【自己評価】 手帳所持者数の増加に伴う需要の増加は右肩上がりとなっています。重度障がいがある人に対する一般的な所得保障としては「障害基礎年金」、その他特に必要とされる経済的負担の軽減を図るものとしては「特別障害者手当（月額26,340円）」が国において制度化されています。本市が実施している福祉給付金は月額2,000円と少額であり、精神的負担の軽減としての役割、需要が大きいものと認識しています。	●申請漏れを防ぐ対策をとっていることについては自己評価に加えていただいて良い。支給の可否判断に必要な所得調査への同意書の取り方などを工夫し、更なる対策も考えていただきたい。 ●サービス水準の高い他の自治体と比較した際に、伊勢市としてどう判断するかという課題は残る。 ●対象者を常時介護を必要とする方とする目的に、厳密に沿う形にすれば経費や利用者の負担増が考えられることから、現状はやむを得ないと考える。	●自己評価結果で問題なし 【自己評価】 市による扶助制度であり、対象者条件の確認、費用対効果等を勘案すると、民間委託は不可能であると考えます。	※福祉給付金支給のみ外部点検の対象 申請漏れを防ぐ対策について、継続して広報いせ等での周知徹底に努める。なお、業務改善で実施した経費削減策について、長期的に見て申請者の減少等があれば、再度見直しの必要があると考えている。	

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
外6	老人乗合バス運賃助成事業	長寿課	満75歳以上の高齢者が、三重交通㈱等が運行する一般乗合用のバス（乗合バス）及び伊勢市が運行するコミュニティバスを利用する場合に、その運賃を助成することで、高齢者の社会参加の促進、心身の健康保持増進を図る。	●他自治体では事業が廃止されていることから、この事業をそのまま進めて行って良いか疑問がある。 ●アンケートを実施していることは評価したい。客観的なデータに加え、主観的な評価（例えば存続を希望するか確認する、この事業により安心して外出できるようになったかを確認することなど）を捉えて、社会的な需要を測り、根拠を示しながら事業を進めていただきたい。また、バスを利用されていない方の意見の把握もしていただきたい。	●バス停から近い、遠いといった利便性において、公平性の課題がある。 ●利便性のカバー率の確認や事業の活性化のために、バス券がどの路線で回収されたかを把握していただきたい。	●バス以外のタクシーなどの利用も考えていただきたい。 ●乗合バスを使うことによってコミュニケーションが生まれる側面も大切にしていきたい。	●自己評価結果で問題なし 【自己評価】 配布場所の確保や人件費などのコスト、対象者(高齢者)の利便性等を考えると民間委託は難しい。 扶助事業であるため、民間の参入は困難である。	交付を受けていない方の意見や、この事業の存続を希望するのか、寿バス券を利用することで安心して外出できるようになったか等の意向調査を実施する。高齢者にとって本当に必要な事業なのかを検討し、今後の事業の方向性を決める。
外7	生涯スポーツ推進事業	生涯学習・スポーツ課	スポーツ大会、教室等を開催する。	●スポーツをする人としいない人の二極化が進んでいることを踏まえ、問題意識を持って社会的需要を押さえていると評価する。	●全市的な取組を目指していることを高く評価する。 ●従来の地域を中心とした生涯スポーツの推進も並行して実施することから、従来からの公平性も保たれていると評価できる。	●生涯スポーツの縦の組織（同じ競技で年代層別の組織）作りをしっかりとっていくことを提案したい。 ●競技別の組織の連携と、年代別の組織の連携を図っていただきたい。	●市として、スポーツのきっかけ作りをしていくことが残り、その他は民間等へ委ねて行くことが明確に示されており、問題はないと考える。	事業を実施する中で、組織間の連携を図る。
外8	交通安全施設整備事業	維持課	交通事故防止・交通安全環境の確保のため、道路反射鏡・道路照明灯・防護柵・区画線等の新規設置工事を行う。	●自己評価結果で問題なし 【自己評価】 道路交通環境は年々変化していることから、将来における交通環境に応じた交通安全施設が必要である。 市民は、道路利用者として危険な箇所の対策を望んでおり、その時代に応じた交通安全施設の設置が必要である。	●市全体から要望を受ける体制があり、問題はない。	●要望への対応に追われて、実質的な取組がなされていないと感じる。要望への対応も必要だが、警察と連携し、どこが危険かを調査し、市から積極的、計画的に事業を展開していただきたい。 ●既存の施設以外にハンブ（交差点などでスピードを落とすために道路上に低いカマボコ形の障害物を設けたり、路面の一部を盛り上げて舗装すること）などの活用も検討していただきたい。	●自己評価結果で問題なし 【自己評価】 工事は、民間への請負契約により実施している。 市で行っているのは、要望書の受付、現地調査、事業化可否の判断、契約事務等であり、これ以上の民間委託は考えられない。	パトロール等により危険箇所を調査し、警察とも連携して積極的に事業を推進したい。 ハンブなどの活用については、今後の検討課題としたい。
外9	公園整備事業（交付金）	基盤整備課	子供や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように都市公園の整備を進める。 全体事業 24公園 事業年度 平成22年度～25年度 平成24年度 富樫公園、下之惣児童公園、栄児童公園	●整備後の利用者の数の調査、ニーズの聞き取り、満足度調査を行い、社会的需要を把握していただきたい。 ●交付金がなくなっても引き続き実施していく必要がある事業である。	●市全体を見て、公平性が保たれるようにしていただきたい。	●緊急時に仮設トイレとなる倉庫など、災害時に活用できる施設の設置を検討していただきたい。	●事業全体を民間委託することは難しいが、対象公園の選定の際の点数化などについても民間委託ができないか検討していただきたい。	災害時に活用できる施設の設置やバリアフリー化を地域住民や関係機関と検討し、また、公園整備の優先順位を定めて順次整備していく。
外10	花火大会開催負担金	観光事業課	花火大会を通して、伊勢市民と花火師の交流、伊勢志摩地域の盛り上げ、地域の活性化を目的に開催する。	●自己評価結果で問題なし 【自己評価】 市民のみならず、全国各地の皆様にも楽しみにしていただいております。年々来場いただく方の地域・人数が拡大してきている。また、花火大会を開催するために多くの企業の皆様、関係者の皆様にご支援いただいている。	●障がい者への配慮もあり、公平性は確保されている。	●引き続き様々な工夫によって、花火大会の質を向上させ、収入の拡大とリピーターの確保をしていただきたい。 ●行政と民間の役割分担の中で質を確保していただきたいと思います。	●伝統的な花火大会であり、完全に民間委託をして商業化は難しいと考える。 ●公的な負担と民間の負担のバランスを見ながら実施していただきたい。	引き続き、花火大会の質の向上、リピーターの確保に向けての計画を行っている。
内1	防犯啓発事業	危機管理課	「伊勢市防犯活動の推進に関する条例」に基づき、防犯意識の向上を図るため、地域安全講習会・チラシ等による啓発、その他、目的を達成するための各種啓発事業を実施する。	こどもへの声かけ事案、空き巣や車上ねらい等が高水準で発生しており、治安維持のための啓発は必要と考えます。		啓発による市民の意識の変化を検証することが必要と考えます。 防犯啓発の取組みに対する警察との役割分担、重複業務について検証し、市として取組む内容を明確化する必要があると考えます。	企業、各種団体における自主的な防犯活動の取組みに対する働きかけが必要と考えます。	・専門的な知識や情報が必要とされる一方で、市として可能な範囲の啓発を検討していきたい。 ・平成23年9月に「伊勢市自主防犯団体連絡会」を設立し、各自主防犯団体等に加入促進を行い、防犯団体間等の連携を図り、情報共有や協力体制を構築し、犯罪抑止に繋げている。
内2	自主防犯活動地区啓発推進事業交付金	危機管理課	防犯モデル地区を指定し、防犯組織の新規立上げ、自主防犯活動の推進を支援する。指定期間は、2年間とする。 【交付基準】 ・1(町)地区を指定の場合、30,000円 ・2町以上を1地区として指定した場合、1町増えるごとに10,000円を加算	こどもへの声かけ事案、空き巣や車上ねらい等が高水準で発生しており、自主防犯活動に取り組む団体への定期的な支援は必要な施策である。	全ての地区において防犯組織が、組織化がされていない状況である	地区みらい会議の設立地区については、一括交付金化を検討していただきたい。 モデル地区指定後（2年経過後）の活動地区の組織の継続・活動状況等の事後検証をしていただきたい。 組織されていない地区について積極的な働きかけが必要 モデル終了後の市の取り組みをどのように展開するかを明確化していただきたい。		伊勢市自主防犯団体連絡会を設立し、自主防犯団体の発足を促している。また、団体相互の連携を図り、積極的に防犯活動をしている。 ・事業実施要綱や交付基準の見直しなど必要とされるため、今後検討していきます。 ・防犯モデル地区に指定したことで、防犯意識の理解と認識を深め、さらなる防犯活動の推進と地域社会における連帯意識の向上を目指しているのかを検証できるよう、今後検討していきます。 ・現在、防犯活動している地区において、個人単位で活動を行っているところがあるが、情報共有および防犯意識の向上を図るためには、組織化が必要と考えていますので、組織化の大切さや必要性を示せるよう、今後検討していきます。 ・モデル地区指定期間だけでなく、今後に関わる隣接地区との連携も深められるよう、モデル地区が主体となった伊勢市全域への防犯活動推進が実現できるよう、今後検討していきます。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内3	自主防災隊補助事業	危機管理課	自主防災隊及び自治区へ防災施設、資機材の充実のため補助を行なう。	東日本大震災以降、市民の防災意識が高まっており、地域における自主防災活動は重要であると考えます。	全ての地区において組織化がされていない状況です。	・防災訓練実施にかかる報償経費であることから、補助金からの費目変更が必要と考えます。 ・自主防災組織が組織されていない地区について積極的な働きかけが必要と考えます。 ・地区みらい会議の設立地区については、一括交付金を検討してください。		訓練助成金の交付方法や交付要綱の改正、費目変更及び地区みらい会議の一括交付金を含め、今後検討を行ってまいります。
内4	国民保護計画実施事業	危機管理課	伊勢市国民保護計画に基づく国民保護措置の推進。伊勢市国民保護法第39条第3項の規定に基づく伊勢市国民保護計画の見直しについて、伊勢市国民保護協議会開催経費及び伊勢市国民保護計画変更に伴う印刷製本費。また、県と共同で、国民保護の実働訓練を実施する。	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」により、市が計画策定、実施することとされている。		国民保護計画についての市職員の認識が不足している恐れがありますので、徹底を図るとともに、緊急時における行動マニュアル等の作成が必要 また、市民に対しても広報等によりわかりやすく周知する必要があります。		国民保護措置についての訓練を行うことにより、職員への研修、又は訓練の検証結果等を踏まえて、各部での行動マニュアル等の整備を図る。広報については、現在のホームページでの広報の他に、防災とあわせた形で広報いせ等で広報していく。
内5	備蓄物資整備事業	危機管理課	東日本大震災の教訓や近年の災害における課題等も踏まえ、備蓄物資、資機材等の増強、整備を推進する。	東日本大震災以降、防災に関する市民ニーズは高まっていると考えます。災害対策として備蓄物資を整備することは市の責務と考えます。	備蓄場所により災害時に余剰・不足する地区が発生することが想定されるため、保管場所・保管量の見直しが必要と考えられます。	備蓄目標に対し備蓄量が不足しているため、購入計画を前倒し、早期に備蓄目標を達成する必要があります。 各家庭での食糧等の備蓄の啓発は行われていますが、社員の帰宅困難等が想定されるため企業（会社）等に対しても備蓄を行うよう積極的な取組みが必要と考えられます。 市における適正な備蓄量を明確にする必要があると考えます。	市が整備する備蓄物資（適正な備蓄量）以外に民間企業との協定等により予備的な備蓄物資の増強を図ることが必要と考えられます。	目標に対して不足する飲料水については、目標年次を前倒して取り組む。
内6	情報調査一般経費	情報調査室	行政情報の積極的な情報収集・発信をすることにより、透明でわかりやすい行政運営を目指すことを目的とする。そのため平成24年度については、地方自治体が直面する行政課題の事例収集、解析調査の機能を充実させるとともに、情報発信面においては公共施設白書を発刊することとする。	膨大な情報の中から効率的に情報を収集するためには、経費は必要と考える。		無料で得られる情報と有料で得られる情報の差を明確にする必要がある。無料で得られる情報に経費をかけず、経費をかけなければ得られない情報を効率的に取得できるようにしていきたい。 現場での情報収集をもっと積極的にしていただきたい。		業務改善：効率的な情報収集のため、これまでの利用状況を勘案したうえで、活用する行政情報提供サービスの見直しを行うとともに、地方自治体の行財政にかかる調査・研究結果等の情報収集機能を強化した。なお、インターネットや書籍等の情報のみに頼らず、現地や地域に向き、現状を的確に反映した情報の収集に努めたい。
内7	総合計画推進事業	行政経営課	・「伊勢市まちづくり市民会議」を運営し、計画の実現に向けた取組みを検討・調整・実践する。 ・「みんなのまちの計画」に定めた指標について、アンケート調査を実施する。	市民協働によるまちづくりや市民の声を吸い上げるアンケート等については必要性があると考えられる。		市民会議、アンケートとともに開始から数年が経過していることから、会議のあり方について見直しをしていただき、一定の区切りをつけていただきたい。	事務局業務の外部委託等も検討していただきたい。	「みんなのまちの計画」の計画期間が平成24年度末までとなっていることから、各分科会において、まちづくり市民会議のあり方について、平成23年度末を目途に検討している。
内8	地域審議会運営経費	行政経営課	市民の声を市政に反映させるため、合併前の旧市町村単位で設置された市の付属機関である地域審議会の開催に係る経費。また、各地域審議会の正副会長会議を開催し、市長からの諮問に対する答申や審議会の活動状況報告、その他市の施策に対しての意見交換の場として運営を行う。	合併協議において設置することとされているため、設置する必要がありますが、一定程度の役割は果たしたと考えられる。	旧4市町村別に設置されており、公平性に問題はないと考える。	合併から5年が経過したことから、地区によっては定例的な開催が必ずしも必要とされていません。必要に応じた開催も考えていただきたい。 今後の会議については、それぞれの地域で独立した会議を開催するのではなく、地域代表が集まる会議の必要性が高くなるのではないかと考える。		地域審議会について、合併協議において設置期間が定められており、1地区のみで判断することは不可能であり、合併協議を超える判断は、市全体としての判断が必要である。 地域代表の場について、市が設置する各種審議会、総連合自治会、今後進むであろう地区みらい会議など様々な考えられ、新たに設置する必要性は低いと考える。
内9	地域審議会運営経費	市民交流課	市民の声を市政に反映させるため、合併前の旧市町村単位で設置された市の付属機関である地域審議会の開催に係る経費。また、各地域審議会の正副会長会議を開催し、市長からの諮問に対する答申や審議会の活動状況報告、その他市の施策に対しての意見交換の場として運営を行う。	市民協働によるまちづくりや市民の声を吸い上げるアンケート等については必要性があると考えられる。	旧4市町村別に設置されており、公平性に問題はないと考える。	合併から5年が経過したことから、地区によっては定例的な開催が必ずしも必要とされていません。必要に応じた開催も考えていただきたい。 今後の会議については、それぞれの地域で独立した会議を開催するのではなく、地域代表が集まる会議の必要性が高くなるのではないかと考える。		合併後5年が経過し、合併未調整項目の調整が終了した現在、地域審議会のあり方や市民の声を市政に反映させるための方策を検討している。
内10	元気なまちづくり協働事業補助金	市民交流課	市と自治会が協働して地域社会の活性化を図るため、自治会が主体的に取り組む事業に対して、対象事業費の2/3を乗じた額か、世帯割に応じて積算された額を比較し、いずれか低い額を限度に補助を行う。	地域コミュニティの活動援助として、社会的需要はある。	自治会加入者のみが受益者であり、自治会未加入者に受益がないことが公平性の課題となるが、きちんと説明ができるか確認していただきたい。 活性化していない自治会、小さい自治会と活発な自治会や大きな自治会の間で、公平性に問題はないか確認していただきたい。	自治会運営の資金として固定化していないか検証していただきたい。 みらいづくりとの関係において、更なるメニューづくり等、より効果的な事業となるよう考えていただきたい。		・夏祭りや秋祭りなど、自治会加入、未加入関係なく、地域での交流を深めていただいている現状も見られる。 ・各自治会の主体的な活動を支援するものであり、補助額については、均等割と世帯割での算出根拠をもって、自治会の大小への配慮をしている。 ・今後、より効果的な事業となるように「ふるさと未来づくり」での地域への一括交付金を含め、地域の方々のご意見も頂戴しながら、地域、行政、双方にとって、より良い仕組みづくりを目指していく。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内11	区長謝礼事業	市民交流課	市内173自治会の長に対し、行政協力等の謝礼として、世帯数に応じた報償金（年額20,000円～80,000円）を支払う。	報償金的に支払われることには違和感がある。 コミュニティのリーダーに対する費用弁償は必要		元気なまちづくり協働事業補助金と合わせて、自治会への資金の払い出し方法はないか考えていただきたい。		区長謝礼は区長への行政依頼等の受託に対する謝礼であり、今後も市と自治会代表としての区長との連携や関係性を維持する上でも必要と考える。
内12	国際交流推進事業	市民交流課	古来より多くの人々を受け入れてきた本市の特性を生かし、異なった文化を持つ外国人にとっても住み良い国際色豊かなまちづくりを推進する。具体的には、外国人住民への情報提供や国際交流協会などを通じて市民レベルでの国際交流、国際理解事業の開催などを行う。	現状として、国際交流の必要性、あり方が少しわかりにくいと考える。		市の国際交流のあり方について一層明確にしていきたい。 現行の事業は、前年度までの事業を粛々と継続しているように映ります。組織体制を含め、市の国際交流のあり方を再構築していただきたい。		協会では毎月事業委員会を開催し、国際情勢の変化に合わせ、新しい情報を入手していくために、事業の継続、見直しを検討している。また、国際交流と共に多文化共生についても取り組んでいる。23年度の新しい取り組みとしては、防災研修の開催や防災ガイドの外国人全世帯への配布等を行い、今後も継続予定。
内13	市民館講座開催事業	人権政策課	地域社会づくりを推進するための地域活動の場となる事業		市民全体が参加できる事業として、事業設計をしているのであれば、幅広い参加が可能となるようにしていただきたい。 一般講座（寄せ植え、健康講座）については、講師謝金を除く経費（花、鉢、食材費等）の参加者負担について検討していただきたい。	事業の内容が現状にあっているのかどうかも含めて効果の検証と必要であれば事業の再構築を。		一般講座について、講師謝金を除くテキスト代、材料費等が発生した場合は、参加者負担としている。
内14	生活排水対策啓発事業	環境課	市民の生活排水対策意識の高揚、清掃活動の実施など、公共用水域の水質保全等の啓発を図るため、まちづくり市民会議環境分科会に対し負担金を支出する。	啓発は必要。対象は勢田川のみであり、事業の整理が必要と考える。 総合計画の目指すまちの姿である「山・川・海で楽しめるまち」に合致する。	啓発対象は全市民と考え、対象地域に偏りがあると考えられる。 勢田川流域の市民にしか知られていないのではないかと。	小さな出費で抑えようとしすぎている。 啓発方法もっと自由に考えられないか検討していただきたい。	市民活動であるが、職員が目立ち市が直接実施している印象がある。「市民中心で」という点を一層押していくべきである。	主体団体において、新年度事業計画が未定であるため、現時点では反映していない。
内15	高麗広地区飲料水浄化施設等設置補助金	環境課	伊勢市内の水道施設の整備が困難な辺り地区の水道未普及地域において、自家用井戸の設置及び浄水施設等を設置する場合に30万円を上限として助成を行う。また、当該地区世帯において水質検査を実施する場合、検査に係る費用の一部を助成する。	水道施設の設置が困難な地域への代替支援策として必要水道未普及地域であるため、公衆衛生の向上等に寄与するとは考えられる。	水道施設が設置されていない地域への対応であり、全体として公平性に大きな問題はない。	事業が廃止されるにあたって、該当地域との話し合いの上、調整していただきたい。 事業内容の効果や方法について、振り返り検証を行っていただきたい。		H23.10月、地元自治会から、現行制度の一部変更・追加を含む事業の継続について要望書を提出されている。これらを踏まえ、制度を見直したうえで、H24年度以降も実施したい。
内16	環境フェア等開催事業	環境課	環境に関するゲームや体験を通して、楽しみながら、市民の環境意識の向上や環境施策への理解と協力得ることを目的として「環境フェア」を開催する。	総合計画の目指すまちの姿である「環境への意識が高いまち」に合致する。	周知は充分と思われる。	集客力のあるイベントと同時開催しており、啓発方法としては効果的と考える。	引き続き民間による活動を拡大していただきたい。	具体的な事業の企画から実施まで、既にまちづくり市民会議環境分科会が主体となって行っている。
内17	きれいなまちづくり推進事業	環境課	伊勢市を美しくする条例（通称：ポイ捨て防止条例）の周知と市民の環境美化意識の高揚を図り、きれいなまちづくりを推進するため、伊勢市まちづくり市民会議環境分科会に対し負担金を支出する。	総合計画の目指すまちの姿である「環境への意識が高いまち」に合致する。 川をきれいにするという目的達成のために、啓発という手段はどれほど効果があるのか検証していただきたい。	啓発する対象は全市民だが、旧伊勢地域に偏っていないか確認していただきたい。	啓発品を購入し、配布するだけの事業になっていないか検証していただきたい。	市が直接実施するより、環境について意識の高い人たちと進めていくほうが効果的な啓発ができると考える。	主体団体において、新年度事業計画が未定であるため、現時点では反映していない。 各取組における内容と目的達成への効果については、都度検証を行いたい。 なお、啓発品などの購入にあたっては環境配慮物品を選ぶなど、配布後の意識啓発に寄与するよう努めたい。
内18	指定袋制度運営事業	環境課	ごみの減量化・資源化を推進するため、下記の事項を目的に指定ごみ袋制度を運営する。 ①可燃ごみへの資源物の混入防止、ごみの減量化・資源化の推進。 ②危険物の混入の防止による、ごみ収集時やごみ処理施設での事故防止。 ③日常生活からのごみと事業活動から生じるごみとの区別化。	指定ごみ袋の目的は、ごみの分別をすすめるため。有料化を目指すなら継続すべきだが、事業終了なら集積化が完了する今しかないと考え。 総合計画の目指すまちの姿である「ごみゼロのまち」等に合致する。	入札競争により担保されている。	半透明袋ならどんな袋でも可にするなど、ごみ分別をすすめる目的を達成するために、もっと経費がかからない方法がないか検討していただきたい。		燃えるごみ有料化方針が検討課題として継続中の現段階では、本制度の運用が必要と考える。
内19	資源回収ステーション推進事業	環境課	ごみの収集方法等の統一に関する基本方針や合併調整項目である「資源ステーションの集約・拡充」を進めるにあたり、資源ステーションの設置を順次行い、また、自治会等と協働して、循環型社会の構築に向け取り組む。	市としてはごみの分別をすすめる一方、コストを抑えるため、効率的な収集（＝ステーション化）はかかせない。 市民にとって捨てやすい状況を確保しつつ、どのようにバランスをとるかが課題である。 総合計画の目指すまちの姿である「ごみゼロのまち」等に合致する。	地元から申し出があり、物置の設置をすすめていくにあたり、各地域への周知は十分か検証していただきたい。		設置の要望が地域の総意であることを確認し、設置するよう努めている。	
内20	健康文化都市推進事業	健康課	健康づくり指針に基づき、適正体重の維持を重点事業とし運動習慣の徹底と食生活の改善を実施し、生活習慣病予防を重点的に推進する。 ・「健康文化週間、健康の日」啓発事業 ・ウォーキングの推進・低カロリーバランス食レシピの作成	総合計画の目指すまちの姿である「年代に合った健康づくりが実践できるまち」に合致する。			「市が実施する」＝「直営」ではないため、業務の民間委託は可能である。業務の民間委託の可能性について検討していただきたい。	皇學館大学に「ルート検証」を委託している。地域で健康づくりをひろめてもらうボランティアとしての「健康づくりアドバイザー（ヘルスアドバイザー）」の養成を行い、自主的な活動を支援している。将来的には、継続したウォーキング大会などはヘルスアドバイザーが中心となって運営ができるように、と検討している。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内21	肺炎球菌予防接種助成事業	健康課	医療機関での個別接種による任意の予防接種に対し、助成金を支給することにより、より多くの市民の方が、肺炎の中で最も多い原因となる肺炎球菌を防ぐワクチンを接種することで、肺炎の予防の促進を図り、また安心して健康で暮らせる環境づくりを図る。	総合計画の目指すまちの姿である「年代に合った健康づくりが実践できるまち」に合致する。各種予防接種の重要性・効果については、社会的にも認知されているところである。		負担割合の検証をしていただきたい。		任意の予防接種であり、各医療機関によって、接種費用は異なるが、接種費用の平均は8,000円前後となっている。県内他実施市町と同等の助成内容であるため、引き続き同内容の助成を実施していきたい。
内22	歯周疾患検診事業	健康課	中高年の歯周疾患予防歯周病等の歯周疾患の早期発見、早期治療により歯の健康管理意識を高め歯の喪失を防ぐ。40～50,55,60,65,70歳（15年齢）の市民を対象に問診及び歯周組織検査を行う。	総合計画の目指すまちの姿である「いつでも各種の健康診断が受けられるまち」に合致する。	受診率が低い。周知方法について検討していただきたい。	見込2,200人は対象者26,000人の8.5%。15年齢の受診率向上を図るべき。または、市民の意見に応じて対象年齢を拡大すべきか検討していただきたい。		がん検診事業の無料クーポン券配布対象者と本事業対象者が一部同年齢であるため、クーポン券配布時に合わせて歯科検診の受診勧奨を行い、受診率の向上につなげたい。他の事業の案内に合わせて勧奨を行うことで経費は削減できる。対象年齢は、若い年齢からの健診の習慣化を目指し、健康増進法に基づく年齢（40, 50, 60, 70）に加え40代と55歳・65歳を加えた15年齢を対象としている。
内23	健康手帳交付事業	健康課	健康診査の記録や、その他老後における健康の保持のため必要な事項を記載し自らの健康管理と適切な医療の確保を目的とし、健康診査の受診者等で希望する市民に交付する。	総合計画の目指すまちの姿である「年代に合った健康づくりが実践できるまち」に合致する。健康づくりに、どのように活用されているのか検証していただきたい。利活用の度合いを示していただきたい。		母子手帳のように、高齢者に特化した手帳とする手法も検討していただきたい。重複防止策としての有効性が本当にあるかを検証していただきたい。		健康づくりを行う上で、成人健康相談の際に持ってきてもらい、血圧測定等の結果を記録している。また、がん検診やインフルエンザ予防接種などで、受診前に確認するものとして委託内容に記載しており、重複受診の防止効果はあると考える。旧老人保健法で保健事業として定められていたものが健康増進法へ移行された事業であり、健康面について多様面で使用できるものとなっているため、高齢者の方にも向いている。また、高齢者用として別の手帳を作成すると、使用者が複数の手帳を持つこととなり、使用者や医療機関などで混乱する可能性があるため高齢者に特化した手帳の検討の必要性はないかと思われる。なお、介護予防メニューが必要な方へは、介護予防事業にて、別途必要書類を作成し管理を行っている。
内24	幼児歯科保健事業	健康課	幼児期からの口腔衛生意識を高め、正しい口腔清掃の生活習慣を身につけることを目的に、むし歯の増加しやすい幼児期にフッ化物塗布やブラッシング指導等を行う。	総合計画の目指すまちの姿である「健康づくりの知識を身につけられるまち」「子どもが安心して健康やかに成長していけるまち」「いつでも各種の健康診断が受けられるまち」に合致する。歯科診療が虐待発見のきっかけなるとの見解もある、その視点からも社会的需要を確認していただきたい。	一部負担金250円が妥当かを検証していただきたい。	3歳1,049人（H22.3.31住基人口）フッ化物塗布受診者674人であり、受診率が低いように感じる。		以前より事業に関わる関係者全員が、歯の健康づくりだけでなく、虐待の早期発見の視点で取り組んでいる。2歳児のむし歯バイバイ教室時に、引き続き健診とフッ化物塗布の継続の必要性を啓発していく。また、自己負担金250円は教室開催に係る経費の約2割であり、乳幼児医療費での自己負担分とほぼ同じ程度であるため妥当な金額である。
内25	妊婦・乳児健康診査事業	健康課	妊婦健康診査を14回、乳児健康診査を2回実施する。疾病や異常の早期発見、早期対応により、各期に応じた母子の健康づくりを支援する。	総合計画の目指すまちの姿である「いつでも各種の健康診断が受けられるまち」に合致する。法に定められた事業である。	公平性は確保されている。			母子保健法に定められた事業で、県内統一事業である。また、母子健康手帳を交付したすべての方に健診票を渡している。
内26	1歳6か月児健康診査事業	健康課	身体発育、精神発達の面で歩行や言語発達の標識が容易に得られる1歳6か月時に健康診査を実施する。また、深刻化する児童虐待を防止するため、相談機能の充実を図り、児童虐待の徴候を早期発見し、育児不安等の解消と児童虐待の防止に努める。	法に定められた事業である。総合計画の目指すまちの姿である「いつでも各種の健康診断が受けられるまち」に合致する。	公平性は確保されている。		（将来的に）子育てへの全般的相談に対応するために、適切な専門職が必要であることは理解できるが、行政職員以外の専門職では対応できないのか。医療機関等への委託について検討していただきたい。	市民の利便性を考えると行政での集団実施のほうが1回の来所により多種目の健診が受診できる。少子化の中で集団健診は同年齢の子どもと触れ合える良い機会であり、母の仲間づくりの場ともなっている。委託になった場合、小児科は受診しても歯科を受診する割合が減少し、むし歯の増加が考えられる。また、今後も対象者全員に受診していただけるよう努力していく。
内27	3歳児健康診査事業	健康課	身体発育及び精神発達の面で最も重要な時期である3歳時に総合的健康診査を実施する。また、深刻化する児童虐待を防止するため、相談機能の充実を図り、児童虐待の徴候を早期発見し、育児不安等の解消と児童虐待の防止に努める。	総合計画の目指すまちの姿である「いつでも各種の健康診断が受けられるまち」に合致する。法に定められた事業である。	公平性は確保されている。		子育てへの全般的相談に対応するために、適切な専門職が必要であることは理解できるが、行政職員以外の専門職では対応できないか検討していただきたい。	今後も対象者全員に受診していただけるよう努力していく。また、市民の利便性を考えると行政での集団実施のほうが1回の来所により多種目の健診が受診できる。委託になると4科の受診が必要であり、すべてを受診される幼児の割合が減少する危険性が考えられる。
内28	妊婦歯科健康診査事業	健康課	歯周疾患の早期発見・早期治療により早産や低体重出生を予防し、健やかな子育てが開始できるよう、妊婦に歯科健康診査を実施する。	総合計画の目指すまちの姿である「いつでも各種の健康診断が受けられるまち」に合致する。出産しやすい環境整備は、大切であると考えられる。また、出産するまでにおいても、経済的負担が多いことから、必要な事業であると考えられる。	受診率（38.8%）が低いように思われる。	妊婦への周知のタイミングが妥当か確認していただきたい。妊婦の口腔内の状況と出産時のリスクとが関連することに対する認知度が低いように思われる。		母子手帳交付時に説明しており、タイミングとしては妥当であるが、20代の妊婦の受診率が他の年代より低いため、20代の妊婦を中心に健診の必要性の啓発に努める。妊娠中の歯周病やむし歯を予防することは、安全な出産と育児環境を整えることにつながるため、引き続き啓発していく。
内29	障害者医療費支給事業	医療保険課	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A1～B1の対象者に対し入院及び通院医療費、精神障害者保健福祉手帳1級の対象者に通院医療費をそれぞれ助成する。	総合計画の目指すまちの姿である「高齢者・障がいのある人が安心して外出できるまち」に合致する。助成対象者、助成額は適当か検証していただきたい。	周知は徹底しているか確認していただきたい		一部の事務作業を民間事業者へ委託しているということだが、委託している内容を明示していただきたい。アウトソーシングの実施の障壁となるものが何かを明確にしたい。	平成20年9月より、精神障害者保健福祉手帳1級該当者への通院助成を開始。対象者の範囲は、県制度に上乘せ(身体障害者手帳4級、療育手帳B1対象者)して実施しているが、今後も助成範囲については検討する必要がある。助成対象額は、県補助基準に基づき保険診療にかかる自己負担額としている。助成資格の取得には所得制限を設けており、医療費の補助という福祉の制度として、適切な額であると考えている。なお、助成額については保険者負担分との調整等も行い、適正額を助成している。制度周知については、広報いせ及びホームページへ掲載するほか、他課とも連携の上、対象者を遺漏なく把握し、制度を周知できるよう努めた。委託についての指摘については、自己評価欄に記載しています。

事業総点検 点検結果-対応状況

H23 事業総点検結果

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内30	一人親家庭等医療費支給事業	医療保険課	18歳年度末までの児童を扶養している一人親家庭の父・母及びその児童、父母のいない18歳年度末までの児童に対し、入院及び通院医療費を助成する。	総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」等に合致する。助成対象者、助成額は適当か確認していただきたい。	周知は徹底しているか検証していただきたい。		一部の事務作業を民間事業者へ委託していることだが、委託している内容を明示していただきたい。 アウトソーシングの実施の障壁となるものが何かを明確にしていきたい。	他課とも連携の上、対象者を遺漏なく把握し、制度を周知できるよう努めたい。助成対象額は、県補助基準に基づき保険診療にかかる自己負担額としている。助成資格の取得には所得制限を設けており、医療費の補助という福祉の制度として、適切な額であると考え。なお、助成額については保険者負担分との調整も行い、適正額を助成している。委託についての指摘については、自己評価欄に記載しています。
内31	福祉有償運送普及促進支援事業	介護保険課	要介護者や身体障がい者などの移動困難者に対し、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供する福祉有償運送を行うNPO法人等に対して輸送用車両の購入経費や運転者として必要な講習の受講に要した経費の一部を補助する。	移動制約者のニーズは高いと思われるが、利用者数の実績を明示していただきたい。総合計画の目指すまちの姿に該当しない事業である。	NPO法人3法人の他に、参入可能性がないかを検証していただきたい。NPOだけを対象とする場合は、その理由が必要である。			福祉有償運送の登録できる法人は、道路運送法で定められており、NPO法人以外でも登録は可能であるが、現状はNPO法人のみの登録で新規参入がない。移動制約者に対して安全で安心な移動手段を確保するため「みんなのまちの計画」へ位置づけ、伊勢市福祉有償運送普及促進支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。
内32	社会福祉法人利用者負担支援事業	介護保険課	社会福祉法人等が、要介護認定者であり低所得で特に生計が困難である者に対して利用者負担額を軽減する場合に、当該社会福祉法人に対して助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図る。（県補助事業：補助率3/4）	総合計画の目指すまちの姿である「高齢者・障がいのある人が安心して外出できるまち」に合致する。H22は補助金の執行がない。助成基準は適当か検証していただきたい。	周知方法を確認していただきたい。	利用者にとっては対象事業所が社会福祉法人に限定されるなど利用しづらいとの考えもある。ニーズに応えるための改善策を検討していただきたい。		対象者や対象者への減額割合、社会福祉法人への助成基準については、国の要綱で定められている。H23年度から対象者が生活保護受給者にも拡大されたため、予算額を増額している。また、周知方法については、社会福祉法人への周知を徹底するとともに、利用者にも周知を図っていくため、ホームページのレイアウトをより市民の方が見やすいものとなるように変更する。
内33	民生委員協議会補助金	生活支援課	補助金によって、民生委員・児童委員の民生委員活動の負担を軽減し、その活動が円滑に進められることにより市民福祉に貢献する。	地域での人間関係が希薄となり、個人の生活実態を把握することが、難しくなっており、民生委員の活動は求められていると考えられる。総合計画の目指すまちの姿に該当しない事業である。	手当額は、決して高い額ではなく、活動に対する対価とは考えられないことなどから、公平性を失う状況ではない。	民生委員へのなり手が少ない状況の中、将来的な状況を踏まえながら、別途、地域住民の生活実態を把握できる手段を研究する必要がある。民生委員のあり方検討会の進捗と合わせて業務の改善を図っていただきたい。		少子高齢化の進展に伴い、民生委員児童委員に対する期待はますます増大すると考えられる。しかしながら制度自体が現在の社会状況に対応しきれていない部分があるため、民生委員のあり方検討委員会において十分検討を行い、制度改正を含めて国・県に対して提言していきたい。
内34	追悼式開催事業	生活支援課	戦争犠牲者を追悼し、恒久平和を祈念するため式典を執り行う。	戦争犠牲者を追悼し、平和を祈念する式典の開催は必要性が高い。非核平和宣言都市として、戦争犠牲者を追悼し恒久平和を祈念することには意義があると考えられる。	戦争犠牲者追悼式の様子を写真等も踏まえ、事後にHPへ掲載することなどを検討していただきたい。 平和を願う式典が開催されたことを市民へ周知すべき（開催前の広報いせでのお知らせとは別に）。 参列者の減少等が予測されているので、見直しを図られたい。		戦争犠牲者を追悼し、恒久平和を祈念する式典の開催は必要性が高いと考えられる。遺族の高齢化、戦争への意識の希薄化により参列者の減少は確実であり、今後会場の変更、送迎バスの台数削減等について検討していきたい。また、情報公開については、すでに行っている記者発表の他に、市HPへの掲載を検討していきたい。	
内35	児童送迎バス負担金	こども課	辺地にある保育所の児童送迎にかかる負担を軽減するために、社会福祉法人一宇郷福祉会みどり保育園の送迎バス運行経費の一部を負担する。	総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。将来的に、みどり保育園をどうするのかの検討もしていただきたい。 みどり保育園独自のサービスであり、独自性の部分に支出する必要があるのかを検証していただきたい。 本事業を廃止した際の、リスクを確認していただきたい。	他の保育園・幼稚園との公平性を検証していただきたい。	バス運行経費の負担割合は適当か確認していただきたい。 毎年協議を行うとあるが、決算額が同額となっている。経費負担のあり方が適切か確認していただきたい。		平成16年度まで3,500,000円であった市負担を、事業の効率的な実施により平成18年度には約40%を削減した。バス維持費、運転手人件費、燃料費等の一層の削減は困難である。 へん地周辺の児童福祉推進のために昭和53年に最初の覚書を締結したものであり、事業を廃止すれば送迎に対する利用者の負担が増し、みどり保育園の利用者が減り、園の運営に支障をきたすことになる。
内36	ファミリーサポートセンター事業	こども課	子育ての手助けができる人と、子育ての手助けが必要な人を会員登録し、依頼に応じて子育ての手助けができる会員を紹介する。これにより、仕事と子育ての両立を実現する等、安心して子どもを育てられる環境づくりを進める。	総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。	周知方法が十分か確認していただきたい。	H22年度実績では活動件数、会員数ともに減少（活動件数H21:2,592件、H22:1,628件）している。減少理由の確認をしていただきたい。		広報いせへの案内の掲載、保育所・幼稚園・育児支援施設等へのポスターの掲示及び機関紙の配布などにより周知を行い、また、ブックスタート事業など子育て世代を対象とした事業に併せて案内を行っている。さらに、子どもの検診場所など、子育て世代が集まる場所に向き会員登録の案内を行ったり、小学校長会・保育所長会等での事業案内も行っている。今後は、事業の周知と会員登録を促進するため、新聞広告を活用した広報活動を検討している。会員数の減少は、提供会員の減少が影響しており、依頼会員は毎年度若干の増減はあるものの減少していない。提供会員の減少は、会員のスキル維持のために毎年度の更新としていることから、未更新会員の退会によるもので、さらに、登録5年経過後は4日間の研修を必須としていることから更新会員が減少している。今後は、会員登録の少ない地域への案内を強化し、提供会員の獲得に努める。
内37	低年齢児保育推進事業補助金	こども課	特別保育を実施し、定員もしくは入所児童数のいずれが多い方の1割以上0・1歳児が入所している保育所において、ゆとりある保育を行うために国の基準を超えて配置する保育士に必要な経費を県補助基準に基づき補助する。	1歳以下の低年齢児保育は公益性が高いと思われる。総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。	低年齢児保育実施保育園の地域的偏りはないか確認していただきたい。	当初予算額の見込みが適切か検証していただきたい。		特別保育事業を推進するための県補助事業であり、特別保育のニーズには地域差があるため、対象保育所が限定される。また、県補助基準日が4月・10月であり、その時点で要件（0・1歳児が定員もしくは入所児童数のいずれが多い方の1割以上）を満たさない場合は補助対象外となることから当初予算と実績が乖離することがある。
内38	延長保育促進事業補助金（職員処遇改善分）	こども課	通常の保育時間を超えて長時間保育（9時間以上）を実施する民間保育所(16園)に対して補助する。また、11時間の開所時間の前後において、さらに30分、1時間の延長保育を行う民間保育所(7園)に対し、その経費を補助する。	延長保育は公益性が高いと思われる。総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。	延長保育実施保育園の地域的偏りはないか確認していただきたい。			長時間保育のニーズは高く、民間保育所中実施していないのは1園のみであり、ニーズの低い地域である。今後のニーズにより、当該園と実施について協議していくこととする。

事業総点検 点検結果-対応状況

H23 事業総点検結果

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内39	延長保育促進事業補助金	こども課	通常の保育時間を超えて長時間保育（9時間以上）を実施する民間保育所(16園)に対して補助する。また、11時間の開所時間の前後において、さらに30分、1時間の延長保育を行う民間保育所(7園)に対し、その経費を補助する。	延長保育は公益性が高いと思われる。総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。	延長保育実施保育園の地域的偏りはないか確認していただきたい。			11時間を超える保育については地域によりニーズ差がある。次世代育成支援行動計画におけるニーズ量や今後のニーズを踏まえて、必要があれば当該地域の園と実施について協議していく。
内40	地域活動事業補助金	こども課	地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようし、多世代の交流を促進する活動に対し助成を行う。	総合計画の目指すまちの姿である「家庭での子育てを地域のみんなで支えるまち」等に合致する。幼児にとって地域の人との交流は大切である。地域の人にとっても大切である。	全保育所で実施されているか確認していただきたい。	補助率100%のため補助率、補助額の見直しを検討していただきたい。補助対象経費の範囲の明確化が必要 保育所に対する補助制度を整理（体系化）していただきたい。		平成16年度までは国庫補助事業であり、その後交付金事業となり、平成24年度に一般財源化されたものであり、補助事業時の国庫補助基準額を現行の市補助基準額としている。事業内容は平成23年度までの子育て支援対策交付金（国庫）事業に沿ったものを対象としている。それぞれの園において創意ある事業を展開するよう求めていきたい。 保育所関係の補助制度については、現在国において保育制度の抜本的な改革「子ども・子育て新システム」が検討されており、それに合わせて再構築していくこととする。
内41	子ども家庭支援ネットワーク事業	こども課	要保護児童・DV被害者やその家族の早期発見と適切な支援のため、伊勢市子ども家庭支援ネットワークを設置して、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止に努める。	要保護児童と家族の支援・保護は必要 総合計画の目指すまちの姿である「虐待やDVなどを防ぐまち」に合致する。		児童虐待防止に向けた啓発活動を推進していただきたい。 関係機関との連携で改善できそうなことはあるか確認をしていただきたい。		児童相談所と連携して児童虐待防止広報活動を行い、子どもを虐待から守ろうとする社会の関心を高める。
内42	高等技能訓練促進費等事業	こども課	ひとり親家庭の父又は母の就労のための主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	総合計画の目指すまちの姿に該当しない事業である。				ひとり親家庭の母又は父が就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得する観点から養成機関修学中の生活の負担軽減を図り資格取得を容易にすることで、受講に際してその期間中の生活の不安を解消している。安定した修業環境を提供することで、子育て中の親の不安を解消し、子どもが健やかに成長していくことの一助となっていることから「子どもが安心して健やかに成長していけるまち」に該当する事業として位置付ける。
内43	保育所地域活動事業（交付金事業）	こども課	保育所を基点として、地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようし、多世代の交流を促進するための事業を実施する。	総合計画の目指すまちの姿である「家庭での子育てを地域のみんなで支えるまち」等に合致する。幼児にとって、地域の人との交流は大切である。地域の人にとっても大切である。目的の「多世代の交流」が果たしているか検証していただきたい。	保育所間で事業内容を調整しているか確認していただきたい。	事業内容について、毎年同じ内容になっていないか検証していただきたい。		保育所は、通常の保育のみならず地域の子育て支援の拠点としての役割、地域との連携も求められている。地域の高齢者を招いての事業などの定番事業のほか、それぞれの地域性にあった創意ある事業を展開するよう計画していく。
内44	延長保育促進事業	こども課	保護者の就労形態等の多様化に伴う延長保育の需要に対応し、保護者が安心して働くことができるよう、11時間を超える長時間の保育を実施する。	延長保育は公益性が高いと思われる 総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。	延長保育実施保育園の地域的偏りはないか確認していただきたい。			地域ニーズを把握するとともに、民間保育所での実施状況も踏まえて、実施箇所を検討している。
内45	市立保育所施設整備事業	こども課	市立保育所の施設改修等を行い、安全かつ快適な児童の保育環境を整える。 ・空調設備改修、屋外遊具取替等	総合計画の目指すまちの姿である「安心して子どもを産むことができ、子育て支援も充実しているまち」に合致する。	地域的な偏りがないか確認していただきたい。			施設の経過年数の違い等により、整備の必要性が異なり、緊急性の高いものから順次整備していく。
内46	生きがい活動支援通所事業	長寿課	介護保険の「非該当」認定者等で、家に閉じこもりがちな虚弱な高齢者に対して日常動作訓練や趣味創作活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供し、生きがいのある生活を営むことができるよう支援し、要介護状態への進行の予防を図る。	総合計画の目指すまちの姿である「高齢者が生きがいを持って活動できる場があるまち」に合致する。 多くの高齢者に共通する”生きがい”と、いきがい対策に効果的な方法を再確認していただきたい。	利用実績は延べ人員での報告だが、実際市内の「閉じこもり」の方の人数はどのくらいで、実利用者数はどのくらいいるのか等を確認していただきたい。	利用者が減っていることの検証をしていただきたい。 閉じこもりの方が必要としているサービスを提供できていない可能性がないか確認していただきたい。	市が申請を受け利用者の決定をしているが、介護関係事業者に任せてしまう方法等を検討していただきたい。	【公平性】市内の閉じこもりの人数の把握は困難である。実利用者数については左記「事業内容」に記載。 【業務改善】利用者減の要因については、要介護認定者のデイサービス利用者は増加していることを考えると、本事業の周知不足も一因だと考えられる。効果的な周知啓発をし、利用者数の増加に努めたい。民間委託については「自己評価民間委託」に記載。
内47	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	長寿課	老衰・心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な高齢者に対して、寝具類等の洗濯・乾燥・消毒のサービスを提供することにより、高齢者の心身のリフレッシュ及び衛生状況の向上を図る。	寝具の衛生管理については、健康的な生活を行う上において、必要であり、寝具の衛生管理をすることが不可能な市民に対して、サービスを提供することは、公共性があると考えられる。 総合計画の目指すまちの姿に該当しない事業である。	利用者が少ないと思われるが、本事業についての認知度が低いように感じる。対象者への、周知の方法について、再度検討していただきたい。			【社会的需要】総合計画が目指す『安心して暮らせるまち～支援を必要とする人々に対する施策が充実したまち～』の姿に該当する事業である。 【公平性：利用者数増加への対応】新しく就任した民生委員児童委員や新しい介護関係事業所への情報提供に努め、連携を深めていく。
内48	障害者地域生活支援事業	障がい福祉課	障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業などを実施する。 なお、平成22年度よりふるさと雇用再生特別基金事業として実施してきた「障害児放課後支援事業」については、事業検証の結果、多くのニーズがあることを勘案し、日中一時支援事業として継続することとする。	相談支援、手話通訳・要約筆記、日常生活用具給付、移動支援など、障がいのある人と家族にとって必要なサービスと思われる。 総合計画の目指すまちの姿である「障がいのある人が社会参加しやすいまち」等に合致する。	身障者手帳等所持している人への各種サービスの周知は充分か確認していただきたい。	望まれているサービスと提供しているサービスとのギャップが生じていないか検証していただきたい。	相談支援事業の一部を委託しているが、他に委託できる事業を検討していただきたい。	「望まれているサービスと提供しているサービスとのギャップが生じていないか」については、昨年度、伊勢市地域自立支援協議会にて実施したニーズ調査や伊勢市障害者保健福祉計画の見直しに際し、再度検討することとしたい。現状、委託可能な事業は実施しており、今後、制度改正や事業見直し等の際には、効率的な事業手法も含め検討していく。手帳所持者への各種サービスの周知については、新規取得者等に対しては、各種サービス・助成制度を紹介した「障がい者の福祉」というガイドブックを配布し、漏れのない周知に努めているが、既存の手帳所持者に対する周知については、「広報いせ」へのシリーズ化した掲載等にて周知するなど継続的に取り組んでいく必要があると考えている。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内49	障害者福祉運営対策経費	障がい福祉課	重度身体障害者デイサービスセンターや障がい者就労支援施設を運営し、日中活動サービスを提供することで、障がいのある人が生きがいを持って活動できるまちづくりを目指す。 また、市内の障害者団体に対し、その活動経費を助成し、会員の自立更生を図る。	総合計画の目指すまちの姿である「障がいのある人が社会参加しやすいまち」等に合致する。担当課としては、市内の通所生活介護施設は「くじら」を含め2箇所しか存在せず、ニーズに十分対応できていない状況と捉えていることから、市外の同様施設数も踏まえ、施設を増やすべきか、増やすなら何箇所にするべきか等を示していただきたい。同時に施設運営の受け手を探すことや、周辺市町との連携等も検討していただきたい。		利用者のニーズに応えられないのは施設の少なさのためと考える。職員体制が充分か確認していただきたい。		利用希望者のニーズに応えられるよう、事業者確保に向け、事業実施意向を有する事業者等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を進めていく。
内50	雇用対策一般事業	商工労政課	雇用情勢は依然として厳しく、また非正規社員化が進み求人と求職のミスマッチは大きくなる一方であり、このような状況を改善する。	雇用情勢が厳しい現状において、雇用対策・確保は重要な取組である。	伊勢商工会議所内にある「伊勢地区中小企業労働対策協議会」で各種事業を実施しており、商工会議所会員外の企業、個人に対する公平性を検証していただきたい。各種事業のPRを積極的に展開し、協議会員以外の市民に広く周知できるよう検討していただきたい。	各種事業のPRを積極的に展開していただきたい。事業の実施による効果検証していただきたい。（就職者数、労働条件改善数等）負担金の持分割合について明確にしていただきたい。		・各種事業のPRに関し、労務セミナーに関しては広報を強化する。 ・事業効果に関し、就職面接会の結果により検証していく。 ・負担金の持分割合について、協議を行っている。
内51	高齢者労働能力活用事業費補助金	商工労政課	(社)伊勢市シルバー人材センターの管理運営費等を補助することで、高齢者の雇用にこだわらない就業を支援するとともに、「福祉の受け手から担い手へ」の体制づくりを支援する。	高齢化社会に向けて、働く意欲のある高齢者の就職機会を確保することは重要な取組である。	民間企業における高齢者雇用の支援に対する取組を検討していただきたい。	補助要綱がなく、補助金の算出根拠があいまいである。シルバー人材センターの公益性は高い。補助金に人件費が占める割合が高く、本所・支所の存在意義について検討し、統合を含めた経営改善を求めると。		・高齢者雇用の問題として、雇用にこだわらない就労を望む方に対して支援が必要と考えている。 ・補助のあり方、団体の運営改善について、シルバー人材センターと協議中。
内52	勤労者教育資金貸付金	商工労政課	東海労働金庫と協調し、市内に居住する勤労者とその扶養親族の教育資金について、その利子を4年間軽減することで勤労者の負担を緩和し、教育の促進を図る。	現在の経済情勢は低金利で推移しており、他の低金利商品も多いため、利用者数が減少し社会的需要は低下している。	東海労働金庫との協調融資であり、他の金融機関の利用者との間に偏りがある。	制度の周知が不足していると思われるので、PRの方法を検討する必要がある。低金利により利用者が減少していることから、事業の廃止も視野（金融情勢より復活）に制度の見直しが必要。		・他金融機関から制度提案があれば検討は可能だが、莫大な預託金が必要となる見込み。 ・金利高騰への備えとして、最低限の融資枠を残して預託を実施している。
内53	商工制度資金利子補給事業補助金	商工労政課	商工業の振興を図るため、平成18年末までに小俣町商工会の斡旋により国・県の融資制度を受けた者に対し、その返済状況に応じた利子の補給補助を行う。（平成25年度終了予定）		合併協議による旧小俣町の制度で、旧小俣町の方のみを対象としていることから、偏りがある。	平成25年度の終了予定どおり事業を廃止していただきたい。		平成25年度に終了予定のため、予定通り事業を廃止する。
内54	小規模事業資金保証料補給補助金	商工労政課	商工業の振興を図るため、三重県小規模事業資金融資要綱に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て、小規模事業資金の融資を受けた者に対し、その返済状況に応じた保証料の補給補助を行う。	・現在の社会経済情勢において、中小企業の支援は重要な取組であると考えます。 ・景気低迷による中小企業支援の拡大が望まれています。	中小企業事業者に対し、広く制度をPRする必要があると考えます。	・中小企業の資金調達に有効な手段と考えます。 ・商工会議所等の未加入企業に対する支援策の検討が必要と考えます。		当補助金制度の対象となる中小企業者には、個別通知をして制度周知を行うなど事業支援を積極的に実施している。また、商工会議所等の未加入企業の資金調達支援としては、県信用保証協会が扱う「セーフティネット資金」の貸付を活用できるよう「特定中小企業者」の認定申請にかかる事務を迅速に行っている。
内55	遊休農地活用事業	農林水産課	遊休農地を解消・活用するために必要な草刈や耕起などに対して支援を行い、多様な活用による遊休農地の解消を図る。	草刈や耕起など農地の管理は、本来、農地所有者による取り組みが望ましいが、農地の環境保全や近隣農地への悪影響の防止、法人による営農促進と自給率アップの観点から、関係者による協議会の設置に基づく取り組みを国としても促進しており、市としての取り組みが必要であると考えます。		現状では、具体的な方向性や取り組み内容が定まっていないことから、耕作放棄地対策について、市全体の目的や方向性、考え方を整理し、計画的に取り組んでいく必要があります。		補助金の交付要綱を定めることで、取組み内容を明確にする。
内56	戸別所得補償制度推進事業	農林水産課	戸別所得補償制度を円滑に推進する。	国の政策でもあり、農業経営の安定と国内生産力の確保を図っていくことから重要な取組である。	補償制度の対象となる農業従事者の把握と、制度の周知を徹底される必要がある。	この事業の事務に要する費用は、県より補助されるが、従事する職員の人件費（時間外は除く）は、補助されないことから、事務作業を進めるにあたっては、効率的に事務を行っていくことを検討していただきたい。	農業従事者に関する事務であることから、地域農業再生協議会の事務局の農協などへの民間委託の可能性について、検討することも考えられます。	伊勢市内農業者を対象に説明会を行うことにより制度の周知を図るとともに、効率的に事務作業を行うことに努め事業に取り組む。また事務局については個人情報を取り扱うことから市で行うことが妥当と考える。
内57	農業体験学習事業	農林水産課	食育推進の一環として、学校が行う食育に関する取組のうち、農業体験学習を進めるにあたってのバックアップ及び市内在住親子等を対象とした食育の機会を設け、食の大切さや地元の食材、食を育む農業の大切さを知ってもらう機会を提供する。	総合計画の目指すまちの姿「みんなで食育に取組めるまち」に該当する。食育の重要性については、認知されている。	全市的に見て、卒業するまでに農業体験できない児童はいないか確認していただきたい。		農業体験により、米飯への興味も増すことなどから、農協など、生産者側へ委託できないか検討していただきたい。	食育の重要性が認知されており、公平性が確保されていることを踏まえ、その上で更に関心のある学校（学年）への支援と位置づけている。本事業を活用してより深く食の関心や農業への理解が進むように取り組む。

事業総点検 点検結果-対応状況

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内58	畜産振興事業	農林水産課	食肉の安全を確保するため、松阪食肉公社施設の維持管理対策に要する経費に対し、三重県・市町・関係団体で支援を行う。	施設維持管理に係る公社への補助となることから、食肉公社の必要性や目的など、出資者としての説明が必要。 公社があることで得られる効果や伊勢市からの利用状況の把握も必要である。	施設維持管理に係る補助金であるが、算出方法を明確に把握する必要が有ると考えます。 受益対象者と人数の把握も必要であると考えます。	食肉公社の維持管理にあたって、出資者として、維持管理が適切に進められているか把握するとともに、業務改善と維持管理の効率化について、提言していく必要がある。	「アウトソーシングになじまない」とありますが、なぜ、公社として必要であるのかを明確にすることが必要である。	出資者として食肉公社に対し、効率的な運営が図られるよう提言していく。
内59	県営ため池整備事業負担金	農林水産課	県営事業負担金 【戸部神地区】 工期 H20～H24 H24事業費 140,000千円 H24市負担金 28,000千円	樋門や堤防など災害対策施設は、万が一の災害に備える施設であることから、修繕や改修が必要。 今回の改善命令による全面改修だけでなく、施設の修繕や改修など長寿命化のための整備を施設全体で計画的に行う必要がある。	災害対策施設の改修であることから、公平性に問題はないと考えますが、万が一の災害に備える施設であることから、計画的な修繕や改修が必要である。	負担金の支出のみで、県営事業ではありますが、効率的な事業実施や工事費の削減などについて、事前の県との協議が大切である。		事業主体である県と協議を図り、地元説明等にも加わりながら、適正な進行管理を行っていきたい。
内60	県営ふるさと農道整備事業負担金	農林水産課	県営事業負担金 【松下地区】 工期 H10～H24 H24事業費 60,000千円 H24市負担金 21,000千円	整備する道路を選定、採択するにあたっては、地域の基幹的道路として位置付けて整備を行っていくことから、道路整備の必要性や需要、規模など明確に説明できるように、計画的に取組んでいく必要がある。	この地域で農道を整備するにあたって、必要性、緊急性、規模などについて、明確に説明することが必要である。	負担金の支出のみで、県営事業ではありますが、効率的な事業実施や必要と考えられる道路の規模など工事費の削減などについて、事前の県との協議が大切である。		事業主体である県との協議を図り適正な進行管理を行うとともに、個別の工事着工前などには県との連携を密にし、地元説明等にも加わりながら、効率的な事業実施に努めたい。
内61	給水栓整備事業	農林水産課	農業用水施設（給水栓）の整備を行い、農家の水資源有効利用と労働生産性の向上を図る。 施行場所 西豊浜町地内 給水栓設置 53箇所			給水栓設置にあたっては、戸別所得補償制度導入や担い手の不足などの農地を取り巻く環境の変化があると思われるため、現況をよく調査し、当初予定箇所を精査した上で、効率的に実施する必要が有ると考えます。		地元受益者と協議調整し、今後の事業の進捗・整備順位等を再検討しながら進めて行く
内62	森林病虫害防除事業	農林水産課	海岸の防風林等に松くい虫被害が多く発生していることから、予防及び駆除対策を実施することで、被害の蔓延を防ぎ、松林の機能維持、景観保持を図る。また、市民が海辺の森林を憩いの場利用できるように、下刈りなど適正な維持管理を行う。	保安林は風や潮害から農地や住宅を守る役割を果たすものであり、機能発揮のために適正な維持管理を行うことにより背後地への防災機能が向上することから、保安林の保全は必要な取り組みであると考えます。	県に指定された保安林の維持管理であることから、受益対象は、背後地の住民であり公平性に問題はないと考えます。	病虫害の防除を行うことにより、保安林への被害がどの程度減少しているのか、その効果や効力の検証が必要であると考えます。 平成4年から続けているが、効果が見えにくいことから専門家の意見なども取り入れる必要があると考えます。	松林保全や再生については、民間活動団体等の取り組みもあると聞いており、地域団体や大学、NPOなどと協力して保安林機能を維持されることを望みます。そのためには、保安林整備・保全に関するビジョンと必要性を明確にし、それを内外にPRしていくことも大切であると考えています。	松くい虫の計画的な防除・予防については、事業期間や事業範囲等を被害状況や措置後の再検証等の確認と調査を行い、見直しを検討し、県と協議調整を図りながら進めて行く。 県の補助事業であるため県で行われているPR活動を活用し、市独自のPR活動等についても今後の課題としたい。
内63	魚礁効果調査事業	農林水産課	魚類等の網集効果による生産量増大を目的に設置（S54～H10）した魚礁と、覆砂（H14～22）した漁場を調査し、適切な施設の維持管理及び設置等効果を検証し、操業の効率化・安全性を図る。 ・調査実施箇所 【全体】魚礁30箇所 【H24実施】魚礁6箇所＋覆砂漁場2箇所	過去に設置した魚礁の設置状況や魚類の状況を調査し、適切な施設の維持管理や設置効果を検証することから、必要な取組である。調査結果をどのように今後反映していくのが大切である。	市が設置した施設の調査であることから、公平性に問題はない。	調査結果について、どのように反映し、活用していくのか、検討されるべきである。	漁業者を受益者とした施設であることから漁協主体の取組として、実施できないかを検討すべきである。	魚礁の効果等調査結果は、報告会を開催して漁業者に周知し、操業の効率化・安全性の向上に活用していくとともに、漁場造成や資源管理などに役立てていく。 魚礁は、漁業者を受益者とした施設であるが、調査対象魚礁はあくまで市の施設であり、漁協や漁業者が市の施設を調査することは困難である。
内64	種苗放流事業補助金 ※うち、H23年度 稚鮎等放流事業補助金について	農林水産課	伊勢湾・宮川各漁業協同組合が実施するアサリ、クルマエビ、アユ等の種苗放流事業に対して支援し、資源の増大・確保と漁家経営の安定を図る。 【実施主体】 伊勢湾・宮川各漁業協同組合 【実施場所】 伊勢市沿岸、伊勢湾内放流通地、宮川流域 【事業内容】 アサリ、クルマエビ、アユ等	資源の減少が著しい中、遊漁規則や水産資源放流の取組は、内水面（宮川本支流）全体の環境や資源の適切な保全に必要。	内水面漁業の振興と持続的な資源の確保を図ることから、公平性に問題はない。	補助金審査では、対象外となっていますが、鮎など稚魚の放流に対して、その効果が検証される必要がある。		「稚魚等放流事業補助金」についての対応状況 水質環境の悪化により魚類等資源が減少する中、内水面資源の持続的な確保を図るためには、稚魚の放流は必要であり、資源量の維持に貢献している。
内65	各種集大会等誘致開催補助金	観光企画課	スポーツ大会、学会、総会、研修会などの各種集大会の参加者、スタッフ、関係者が伊勢市内の宿泊施設へ宿泊することを促し、また滞在時間を延長させることによって、経済波及効果を高めることを目的とする。	観光客による経済波及促進の手段として、各集大会の開催誘致は有効である。	市域全体への経済波及効果が見込めるため、公平性は保たれている。 補助金の存在を知らず大会が開催される可能性があり。	補助金の効果（伊勢市に来る気込められるため、公平性は保たれている）が不明確。補助制度があることによって大会主催者が伊勢市での開催を選択しているのか検証していただきたい。 補助金を利用して開催した各種大会を定期的に伊勢市で開催するよう働きかけが必要と考える。 また、新規の大会等の誘致についても積極的なPRをしていただきたい。	間接効果として宿泊施設の利用増大が見込まれる。市域全体の経済効果の目指すため、このような宿泊施設等による助成制度構築も検討されるべき。	伊勢市の団体が主催する集大会だけでなく、市外の団体が伊勢で開催することもあり、開催数は増加傾向にある。本事業は、伊勢で集大会を開催する動機の一つになっている。宿泊施設自らが主催者と協力して集大会を誘致するケースも見られる。制度利用の利便性を高めるために、伊勢市HPに申請書類、手引きを掲載しPRをはかっている。

事業総点検 点検結果-対応状況

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内66	案内所運営委託事業	観光事業課	伊勢市にお越しになる観光客へのもてなしの意をこめたご案内をすることで、「伊勢市」のイメージアップと新たな誘客及びリピーターの確保を図る。	平成25年のご遷宮に向けた観光客の増加への対応や多様化するニーズに対する情報提供が求められていることから観光都市「伊勢市」として観光案内所は重要な取組であると考えられる。	鉄道駅構内に設置されており、車等で訪れる観光客の利用を考える必要がある。	案内所が鉄道駅構内に設置されており、駅利用者以外（車で訪れる観光客）の観光客に対する利用促進策が必要である。二見浦観光案内所は平日と休日で委託先が異なっており、委託先を一本化することを検討していただきたい。独立採算が可能となるような活動を促進していただきたい。	自主事業による商品販売などで独立採算への取組を促進していただきたい。また、実現された場合には施設の払い下げ（譲渡を含む）を視野に入れていただきたい。	自家用車で来られる方及び宇治地区への案内所の設置は課題と考える。また、案内所での営業行為の実現に向けては鉄道事業者等との協議をする必要があると考える。
内67	おもてなしスキルアップ事業	観光事業課	伊勢を訪れる外国人観光客の満足度を向上させ、リピーターの確保をめざす。	・外国人観光客は年々増加しており、観光都市「伊勢市」において外国人観光客に対する施策は必要であると考えます。	国別に関係なく、全ての外国人に対し事業展開をする必要があると考えます。	事業の効果を検証する必要があると考えます。サインポート（外国語表記）の設置など更なる充実に向けた取組が必要と考えます。	・アウトソーシングの可能性として、「自立運営が可能となるまで軌道に乗れば可能」とありますが、目標年次を示すことが必要と考えます。	バスの案内カード（英語・韓国語・中国語・日本語版）を作成し、観光案内所などに設置した。今回はバスでの行き方を掲載したこともあり、特に三重交通から内宮前出札所(バスの切符売り場)などで設置している分の利用率が高いことや外国語が話せない職員が指差しでの案内アイテムとして重宝しているとの話を聞いている。今後は多方面からのご意見を聞き、よりよいものへ改善していくことにより、サインポート（外国語表記）の設置など更なる充実に向けた取組を進めていきたい。
内68	民俗伝統行事推進事業負担金	観光事業課	平成25年のお白石持行事に向けての準備や、式年遷宮までの伊勢を発信するため御遷宮対策委員会の運営を支援する。また、伝統行事である「お木曳行事」「お白石持行事」の文化・技術を伝承するために実施している「初穂曳」に対しても支援する。	伊勢市の伝統文化・技術を伝承していくうえで必要。特に20年に一度である「式年遷宮」は伊勢市を内外に発信できる大きなチャンスととらえ支援を行う必要がある。	奉曳団への加入・未加入により隔たりが考えらる。	平成25年度以降についても誘客できるような仕掛けを考える必要がある。必要に応じて示すことが必要。	事業は民間（ご遷宮対策事務局）で実施していますが、市職員が派遣されており、派遣を中止した場合でも事業実施が可能か、検証していただきたい。	市全域で大きく盛り上がりを見せるよう、各地区の取り組みへの後方支援を行っている。事務局の設立経緯により、市役所、商工会議所から職員を出し合っています。職員派遣だけでなく市の総力をあげたバックアップが求められている。
内69	都市施設維持管理経費	監理課	宇治山田港湾整備促進協議会がまとめた「まちづくり・港づくり構想」の提言に基づき、各種みなとまちづくりの取組を行っている。平成17年度に神社「海の駅」駅舎を整備し、平成18年9月から指定管理者制度に基づき、管理運営を委託している。	設置目的は舟運利用者の待合所等であるが、利用人数とその効果を検証し、必要性を確認する必要がある。「まちづくり・港づくり構想」における当該施設の位置付けと、その有効性及び将来像を明確にして施設運営を図る必要がある。	年間利用者数（受益者数）や設置効果を把握し、受益に偏りがないか検証する必要がある。	独立採算が可能となるような活動を促進していただきたい。	集客交流拠点や効率的な施設の利用による独立採算への取組を促進し、実現の暁にはNPO等への払い下げ（譲渡含む）も視野に入れていただきたい。	今後は点検結果を踏まえ、より多くの方々へ施設を利用していただけるよう、集客交流拠点づくりの活動をより充実させていくことで、みなとまちづくりの施設としての役割を担っていくような事業を計画したい。
内70	交通安全活動団体推進事業	交通政策課	地域ぐるみ、家族ぐるみで交通安全活動を推進している交通安全活動推進団体(小学校・幼稚園・保育所単位)の活動の充実を図るため交付金を交付する。	交通弱者、とりわけ子供の交通事故防止は安全で明るい未来づくりには必要な取組である。	活動団体が小学校、幼稚園、保育所単位となっており、地域によっては活動エリアの重複が考えられる。地域ぐるみでの推進であるなら、取組エリアの重複について検討されるべき。	児童数に応じた一律補助となっているため補助率や補助額等算出方法を明確にするなど補助要綱の改正が必要。地区みらい会議での取組を視野に、交付金化も検討していただきたい。	ボランティア、NPOによる活動促進を図ることが重要と考える。	交通安全等の活動については、地域を問わず継続実施されるべきものであり、当然ながら地区の重複はありえる。児童ひとりひとりを対象としているため、公平性は保たれている。業務改善については、地区みらい会議の進捗にあわせ、交付金化の検討を含め、小学校単位の地域活動として、地区みらい会議で取組ができるよう調整する。
内71	道路改良事業	基盤整備課	市民生活に密着した道路の拡幅等改良を行うことにより、道路機能の改善、生活環境基盤の整備を進める。 継続：朝熊浜郷線、朝熊7号線、桧尻川22-1号線ほか、桧尻川13号線、伊勢玉城線、溝口10号線、松下12号線、小俣本町15号線ほか、御園57号線 新規：栗野5-2号線ほか、一色町公道、上野町公道、小林2号線ほか	・拡幅等改良については、機能向上や生活環境基盤の確保のために必要な取組であるが、単に利便性を求めるような箇所もあるのでは、という懸念もあります。真に必要な改良箇所の把握が重要と考えます。	・市域全体で各所から要望が出されていると思うが、優先順位、採択基準を明確にする必要があると考えます。	・全体事業における経費削減への取組が必要と考えます。 ・計画期間が平成31年度までと長期になっている。終期設定時期の考え方を明確にする必要があると考えます。 ・円滑な事業実施のための関係住民の合意形成、用地取得の効率化に努める必要がある。	事業選定にあたっては、利便性だけでなく生命・財産を守る観点も重要視する。また、事業の推進にあたり、自治会等関係者との連携を強化する。	
内72	八日市場高向線ほか1線（2工区）整備事業	基盤整備課	市内の渋滞解消、都市環境整備及び中心市街地活性化を図るための道路整備を行う。 事業概要：延長L=230m、幅員16m 事業年度 平成23年度～27年度 平成24年度 建物調査、用地買収等	・災害時通行可能路線の位置付けであり、防災機能強化や緊急車両の円滑な走行は市民の生命と財産を守る観点で重要な取組と考えます。 ・当該路線の整備により、市域全体の交通機能にどのような効果が期待できるか、検証する必要があると考えます。	・市全体の道路整備において、当該路線を優先的に整備する理由を明確にする必要があると考えます。	・全体事業における経費削減への取組が必要と考えます。	市内全域においての渋滞緩和を目的とし、都市計画道路整備にあたり優先順位を決定した上で、順次進めている。	
内73	伊勢市駅前広場整備事業	基盤整備課	伊勢市の顔である伊勢市駅前の景観を創造し、交通結節点としての機能の向上を図る。 全体事業 A=4,200㎡ 事業年度 平成23年度～24年度 平成24年度 駅前広場整備工事	駅前の現状、整備の社会的な需要について一層のPR、説明が必要と考えます。	市民の関心が高い事業であるが故に、市民への情報発信をより積極的に行っていただきたい。		各関係機関と協議し多くの意見を取り入れて整備し、伊勢市駅前を良好な景観にする。 また、駅前を市民や来訪者が利用促進していく為に、完成イメージ図等を広報やHPに掲載し、伊勢市駅前の情報発信を行っていく。	
内74	高向西公園整備事業（防衛）	基盤整備課	地区住民のレクリエーション及びコミュニティ活動の拠点となる公園を整備することで緊急避難場所として利用できる公共広場を確保する。 全体事業 A=0.28ha 事業年度 平成21年度～24年度 平成24年度 公園整備工事	地域住民のレクリエーションの公園、緊急避難場所の確保は、市民の生命・財産を守る重要な手段である。緊急避難場所としての公園整備について、市の全体計画と本公園の位置付けや市民からの要望状況について把握する必要がある。	地域間格差が出ないよう、公園整備、特に緊急避難場所の整備についての優先順位の考え方を整理しておく必要がある。	緊急避難場所としての機能が発揮されるよう、必要となる施設整備の充実を図る必要がある。	防衛施設周辺地区での事業であるため、今までどおり周辺地区自治会と協議を行い、順次公園設置を遂行していく。	

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内75	排水機等補修事業	維持課	農業用排水機等の定期的なエンジン、ポンプ、補機類のオーバーホール等により施設の機能を保持し、流域への冠水による被害を未然に防止する。	集中豪雨等による浸水対策として、排水機の機能確保は必要	計画的な整備とあるが、補修すべき機場の優先順位の考え方が示されるべき (例えば、設置年次、診断による老朽化度合い、重点的な浸水対策区域 など)	必要に応じての補修計画でなく、浸水対策施設全般での長寿命化計画策定が有効と考える。(橋梁の長寿命化への取組のように)	排水機の維持管理については、機械、電気等専門性が必要。今後、民間事業者による通常点検や緊急時対応等を検討すべき。	日常管理、専門業者による点検結果及び県土連による定期診断結果に基づき補修工事を施行している。また、長寿命化計画策定の基礎となる施設台帳整備を農林水産課で進めていく。民間事業者による通常点検や緊急時対応等について、一部で実施している。
内76	橋梁長寿命化事業	維持課	計画的かつ予防的な維持管理を行うことで道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化事業を実施する。	道路交通の安全性の確保は人命に直結する課題であり、計画的な点検・予防の取組は必要 長寿命化修繕計画については、既存橋梁の存続を前提とせず、橋梁の要・不要についても検討されるべきである 長寿命化への取組によるコスト削減効果を数値にて例示することで、より理解が得られると考える。	不特定の通行者のための取組であり、受益者に偏りはない。	7カ年計画となっているが、計画策定に掛ける期間としては長い感がある。期間の短縮を検討していただきたい。また長寿命化修繕計画策定事業費補助制度はH25までの時限措置となっているが、H25を取組終期に設定する必要があると考える。計画策定における学識経験者の参画を検討していただきたい。		学識経験者の参画については、業務委託に含んでおり、計画策定の取組みはH25を終期とした。今後、「長寿命化修繕計画による効果」を検討することになっており、長寿命化修繕計画による予防保全的な修繕と従来の事後保全的な修繕の費用を比較し、コスト削減効果を数値で示していく。
内77	住宅等改修事業	建築住宅課	入居者が住みよい環境を整備し、市営住宅を良好な状態に維持するため、老朽化した市営住宅の全面的な改修、老朽化した市営住宅の解体等を行う。	住環境の整備は入居者にとって必要な取組であるが、生活様式の変化による新たなニーズについて、どのように把握し、どのようなスタンスで対応するのかを明確にする必要があると考える。 社会資本総合整備計画や伊勢市営住宅活用計画と整合のとれた取組が必要。	改修の必要性や優先順位の判断基準を明確にする必要がある。	効率的な住宅の維持管理・運営のため、いわゆる長寿命化計画の策定への取組が必要。(橋梁の長寿命化への取組のように)	施設・設備整備の企画・設計・監理業務についての民間委託を検討中で、今後も円滑な施設運営のために積極的な取組を進めていただきたい。	長寿命化計画を策定し、適切な管理運営を行う。また、生活様式の変化による新たなニーズについては、住民からの要望等を整理し、計画に沿って対応していく。
内78	地域審議会運営経費	二見地域振興課	市民の声を市政に反映させるため、合併前の旧市町村単位で設置された市の付属機関である地域審議会の開催に係る経費。また、各地域審議会の正副会長会議を開催し、市長からの諮問に対する答申や審議会の活動状況報告、その他市の施策に対する意見交換の場として運営を行う。	合併協議において設置することとされているため、設置する必要があるが、一定程度の役割は果たしたと考えられる。	旧4市町村別に設置されており、公平性に問題はないと考える。	合併から5年が経過したことから、地区によっては定例的な開催が必ずしも必要とされていません。必要に応じた開催も考えていただきたい。 今後の会議については、それぞれの地域で独立した会議を開催するのではなく、地域代表が集まる会議の必要性が高くなるのではないかと考える。		点検結果からも必要性が認められており、現行の審議会の開催についても業務改善内容にそった形で進めている。
内79	賓日館管理運営事業	二見地域振興課	国指定重要文化財である賓日館の適正な管理を行うための経費。指定管理者制度による運営管理を行うと共に、策125年を経過し老朽化の著しい施設を国の指導、助言を得ながら修繕、補修を行う。	国指定重要文化財として施設の保存管理が必要 旧二見町の歴史を語りつぐ資料館としても利用されており、入館者も増加している。	年間利用者数や設置効果を把握し、受益に偏りがないか検証していただきたい。	「長期的な維持・保存計画」が必要 老朽化及び耐震化に伴う保存修理工事に多額な費用が想定されるため、施設の存続について検討していただきたい。	自主事業により独立採算への取組を促進していただきたい。 民間への払い下げ(譲渡を含む)の可能性を検討していただきたい。	「長期的な維持・保存計画」が必要であり、老朽化及び耐震化に伴う保存修理工事に多額な費用が想定されるため、平成23年度に調査工事の内容と各種調査項目を策定するとともに本格工事に必要な概算費用及び工事期間を把握していくための事前調査を実施し、平成24年度以降に施設の維持・保存管理について検討していく。
内80	地域審議会運営経費	小俣地域振興課	市民の声を市政に反映させるため、合併前の旧市町村単位で設置された市の付属機関である地域審議会の開催に係る経費。また、各地域審議会の正副会長会議を開催し、市長からの諮問に対する答申や審議会の活動状況報告、その他市の施策に対する意見交換の場として運営を行う。	合併協議において設置することとされているため、設置する必要があるが、一定程度の役割は果たしたと考えられる。	旧4市町村別に設置されており、公平性に問題はないと考える。	合併から5年が経過したことから、地区によっては定例的な開催が必ずしも必要とされていません。必要に応じた開催も考えていただきたい。 今後の会議については、それぞれの地域で独立した会議を開催するのではなく、地域代表が集まる会議の必要性が高くなるのではないかと考える。		地域代表が集まる場としては、正副会長会議を開催している。各地域によりその地域の特性があり、交流会等の場を、意見・情報交換に活用している。
内81	離宮の湯管理運営事業	小俣生活福祉課	地域住民の福祉の充実及び向上を目的に、平成17年4月から営業を開始し、市民の憩いの場として業務を行う。 平成19年度からは「指定管理者制度」を導入し、民間による管理運営を実施し、毎月6回のかわり湯を開催するなど利用拡大に努め浴場サービスの提供を図る。	利用者の中で、居宅に風呂のない世帯がどれくらいあるかを確認していただきたい。 総合計画の目指すまちの姿に該当しない事業である。	利用者が一部の市民に限定されていないか、再度検証していただきたい。	民間事業者へ売り払いすることの可能性について検討していただきたい。		当初、地域住民の福祉の充実及び向上を目的に設置され、開業当初こそ49,740人の来館者であったが、利用者はほぼ自家用風呂があり、大型銭湯が営業してから客足は減少。衛生面での安心感から来館する客層の幅は広く、土日の入浴者は多いが、採算面においては厳しい運営が続いている。営業を引き受ける業者があれば、維持管理費を節減できると考えている。なお、平成27年度まで(株)イオンディライトに指定管理者として管理委託。
内82	地域審議会運営経費	御園地域振興課	市民の声を市政に反映させるため、合併前の旧市町村単位で設置された市の付属機関である地域審議会の開催に係る経費。また、各地域審議会の正副会長会議を開催し、市長からの諮問に対する答申や審議会の活動状況報告、その他市の施策に対する意見交換の場として運営を行う。	合併協議において設置することとされているため、設置する必要があるが、一定程度の役割は果たしたと考えられる。	旧4市町村別に設置されており、公平性に問題はないと考える。	合併から5年が経過したことから、地区によっては定例的な開催が必ずしも必要とされていません。必要に応じた開催も考えていただきたい。 今後の会議については、それぞれの地域で独立した会議を開催するのではなく、地域代表が集まる会議の必要性が高くなるのではないかと考える。		必要に応じて開催を考えていきたい。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内83	小学校整備事業	教育総務課	小学校施設の安全面、衛生面での機能を充実させると共に、教育環境を整備する。 ○プールの改修 ○洋式トイレの設置 ○気中開閉器の取替 ○給水管改修 ○キュービクル補修 ○シャワー整備 ○空調改修 ○防水改修	時代に即した教育環境を整備し、学校施設の安全面、衛生面での充実を図ることは重要	緊急性の高いもの等から順次実施しているものと思われるので問題ないが、各学校において、全体として同レベルの安全面、衛生面を備えているかを再度確認していただきたい。	老朽化等により、危険や不都合が生じているものの修理は本来は維持管理として考えるべきでは？ 危険箇所を直していくことは大変重要であるが、本来の教育環境の整備とは趣旨が異なるように感じる。 維持管理的なもの、教育環境を充実させるものが事業内に混同しており、市全体の計画性が見えにくくなっているように感じる。 安全、衛生面で、これからの学校に何が必要かを考え、計画的に事業展開していただきたい。		各学校の安全面、衛生面を同レベルに整えるため、各種点検結果及び年次計画に基づき対応しています。
内84	中学校整備事業	教育総務課	中学校施設の安全面、衛生面での機能を充実させると共に、教育環境を整備する。 ○バスケットコートライン描替 ○プール解体 ○駐輪場設置 ○防球ネット設置 ○トイレ改修 ○給水管改修 ○キュービクル改修 ○気中開閉器取替	時代に即した教育環境を整備し、学校施設の安全面、衛生面での充実を図ることは重要	緊急性の高いもの等から順次実施しているものと思われるので問題ないが、各学校において、全体として同レベルの安全面、衛生面を備えているかを再度確認していただきたい。	老朽化等により、危険や不都合が生じているものの修理は本来は維持管理として考えるべきでは？ 危険箇所を直していくことは大変重要であるが、本来の教育環境の整備とは趣旨が異なるように感じる。 例えば、プールの濾過機の交換とシャワーの設置では意味合いが違う。本来は後者が趣旨か？ 維持管理的なもの、教育環境を充実させるものが事業内に混同しており、市全体の計画性が見えにくくなっているように感じる。 安全、衛生面で、これからの学校に何が必要かを考え、計画的に事業展開していただきたい。		各学校の安全面、衛生面を同レベルに整えるため、各種点検結果及び年次計画に基づき対応しています。
内85	幼稚園整備事業	教育総務課	幼稚園施設の安全面、衛生面での一層の充実を図ると共に、現在の状況に合わせた施設の整備を進める。 ○キュービクル補修	時代に即した教育環境を整備し、園施設の安全面、衛生面での充実を図ることは重要	緊急性の高いもの等から順次実施しているものと思われるので問題ないが、各園において、全体として同レベルの安全面、衛生面を備えているかを再度確認していただきたい。	老朽化等により、危険や不都合が生じているものの修理は本来は維持管理として考えるべきではないか 危険箇所を直していくことは大変重要であるが、本来の教育環境の整備とは趣旨が異なるように感じる。 維持管理的なもの、教育環境を充実させるものが事業内に混同しており、市全体の計画性が見えにくくなっているように感じる。 安全、衛生面で、これからの園に何が必要かを考え、計画的に事業展開していただきたい。		各園の安全面、衛生面を同レベルに整えるため、各種点検結果及び年次計画に基づき対応しています。
内86	学校教育支援事業	学校教育課	きめ細かな教育を支援するため、小中学校・幼稚園に地域人材等を配置する。学習支援員、学校安全ボランティア、教育支援ボランティア、手話通訳・要約筆記を行う人材の派遣を行う。	特別支援教育への社会的需要は大きいと考える。 特別支援学級、支援を要する生徒への学習支援等については、必要に応じて行われるべきものである。 地域と連携し、安全ボランティアを支援していくことの必要性は高い。		教育支援ボランティア等については、一部学生以外については有償であることから、どのような活動を行ったか、活動結果の公開（HP等）を検討していただきたい。 教育支援ボランティアについては、子どもの安全確保の観点から、ボランティアの選定には十分に留意されたい。 事業効果を検証し、必要であれば事業の再構築していただきたい。		23年度広報いせにおいて、教育支援ボランティアの活動内容を広く周知し、募集を行った。 地域人材の教育に対する意欲・情熱・専門性等を考慮し選定し、学校の要望に応じて配置する。 心の支援員を廃止し、学習支援員の充実を図る。
内87	特別支援教育推進事業	学校教育課	発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を推進する。	特別支援教育の推進は必要であるが、課題研究のための会議設置については、事業効果がわかりにくい。	私立保育所・幼稚園が含まれるので問題ない。	委員、巡回相談員の報償費は適切か確認をしていただきたい。 効果の検証を行い、より効果的な実施を目指していただきたい。 ※会議運営、講演会開催、研修会などの事業をひとくくりしているため、事業目的が非常に捉えにくい。 本来中事業または小事業レベルで別事業にするべき。		0 特別支援教育に移行し5年が経過した。当事業のねらいを関係機関との連携と巡回相談による支援を中心とする。 委員、相談員の報償費は県の規定(県委託事業) 効果の検証は巡回相談実施施設へのアンケート等で測定する。

事業総点検 点検結果-対応状況

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内88	教職員研修経費	教育総務課	教職員が資質の向上を図るための研修会の実施、研修会への参加にかかる経費を負担する。	教職員の資質向上のための研修の必要性は高い。	多忙な教員もいるため、受講しやすい環境づくりに留意していただきたい。 教員間で研修内容の積極的な共有を図っていただきたい。	求められる人材像を明確にしながら、引き続き積極的に研修の充実を図られたい。 非常に難しいが、効果の検証をしていただきたい。		0 委託事業である教職員研修、管理職等研修の充実を行った。また、小中学校教員研修負担金については、実績に基づき、予算を編成した。 教員が参加しやすい環境づくりについては、夏休みなど授業がない時に研修会を開催している。 各学校では、校内研修会で研修内容を報告するなど教職員間で共有を図っている。 効果については、研究会等の報告書により検証している。
内89	学校評議員設置経費（小学校）	学校教育課	学校長が学校評議員に学校運営に関して意見を求め、地域社会及び家庭と学校の連携を促進する。 ○1校当たり 5人（限度）	学校運営に地域社会や家庭の声を取り入れる必要性はあり、社会的需要はある。	一部の人の声だけが取り上げられていないか確認をしていただきたい。 評議員の推薦方法が適当であるかの確認をしていただきたい。	目的を達成するために効果を上げているかの検証をしていただきたい。 既設の会議として、会議開催そのものが目的化していないかを確認していただきたい。 地域、家庭からの声の吸い上げを目的とした会議運営に工夫をしていただきたい。 評議員会議の内容について、保護者に対して周知されているかの確認をしていただきたい。		推薦方法は自治区、民生児童委員、地域振興会等から選出されており公共性が高い。定例会以外にも行事、授業参観等に招き学校の様子を見てもらい意見をいただいている。生徒、保護者からの学校評価アンケート等活用し、学校運営の改善に向けて議論している。議論の結果は学校だより等を通して、地域、家庭への周知を図っている。
内90	要保護及び準要保護児童生徒援助事業（小学校）	教育総務課	経済的理由によって就学困難な児童について、学用品費等を給与するなど必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する。	経済的理由による就学困難者への援助は必要であると認められる。	支給対象者の現況調査の状況はどのようなものか教えていただきたい。現況調査を踏まえ公平性を保っていただきたい。 申請者が多く、中学校では全生徒の1割となっているため、認定基準について他市の基準と比較・確認していただきたい。	申請者が多いため、負担軽減を考えるならば、学用品の中身を見直すなどの手立ても検討していただきたい。		現況調査は、所得審査を行い、学校及び民生委員から所見をもらい、地区別に認定部会を開催し、申請が妥当であるか審査している。 所得基準について、他市への調査を行った。 14市（三重県）への調査を行った結果、認定所得基準は、5市が伊勢市と同じ生活保護基準1.5倍、1.4倍2市、1.3倍3市、1.2倍2市、1.1倍1市、基準なし1市であり、問題はなかった。
内91	学校評議員設置経費（中学校）	学校教育課	学校長が学校評議員に学校運営に関して意見を求め、地域社会及び家庭と学校の連携を促進する。 ○1校当たり 5人（限度）	学校運営に地域社会や家庭の声を取り入れる必要性はあり、社会的需要はある。	一部の人の声だけが取り上げられていないか確認をしていただきたい。 評議員の推薦方法が適当であるかの確認をしていただきたい。	目的を達成するために効果を上げているかの検証をしていただきたい。 既設の会議として、会議開催そのものが目的化していないかを確認していただきたい。 地域、家庭からの声の吸い上げを目的とした会議運営に工夫をしていただきたい。 評議員会議の内容について、保護者に対して周知されているかの確認をしていただきたい。		推薦方法は自治区、民生児童委員、地域振興会等から選出されており公共性が高い。定例会以外にも行事、授業参観等に招き学校の様子を見てもらい意見をいただいている。生徒、保護者からの学校評価アンケート等を活用し、学校運営の改善に向けて議論している。議論の結果は学校だより等を通して、地域、家庭への周知を図っている。
内92	要保護及び準要保護児童生徒援助事業（中学校）	教育総務課	経済的理由によって就学困難な生徒について、学用品費等を給与するなど必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する。	経済的理由による就学困難者への援助は必要であると認められる。	支給対象者の現況調査の状況はどのようなものか教えていただきたい。現況調査を踏まえ公平性を保っていただきたい。 申請者が多く、中学校では全生徒の1割となっているため、認定基準について他市の基準と比較・確認していただきたい。	申請者が多いため、負担軽減を考えるならば、学用品の中身を見直すなどの手立ても検討していただきたい。		現況調査は、所得審査を行い、学校及び民生委員から所見をもらい、地区別に認定部会を開催し、申請が妥当であるか審査している。 14市（三重県）への調査を行った結果、認定所得基準は、5市が伊勢市と同じ生活保護基準1.5倍、1.4倍2市、1.3倍3市、1.2倍2市、1.1倍1市、基準なし1市であり、問題はなかった。
内93	スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	中学校1校にスクールカウンセラーを配置し、不登校問題や心の問題及び外国籍を持つ生徒の教育相談を行う。また、他の小中学校からの派遣要請に応じ、適切な教育相談を行う。	様々な課題への対応策として専門家を活用する必要性は高い。	常駐であるかないかの違いは大きい。配置校の選択について適切であるかの確認をしていただきたい。	効果を検証し、より効果的な実施を目指していただきたい。		市内でも最も大きな規模の学校に配置しており、様々な課題や問題を抱えた生徒・保護者に対応している。また、年々カウンセリングの希望者は増えており必要度も高くなってきている。従って、現在の配置校が適切であると考えている。 なお、必要に応じて他校へも派遣している
内94	保健室整備経費	学校教育課	保健室の備品を整備する。	より積極的に教育の場として必要な整備を進めるのであれば、その必要性を明示していただきたい。				整備計画に基づき整備を進める。 近年の学校現場の状況では、身体や心の面に問題を持つ児童生徒が増加していることや、夏場の熱中症、冬場の感染症対策等、生命に係る事故を防ぐためにも、整備を進めたい。そのため、この事業を打ち切るとは難しい。
内95	同和問題地域啓発推進事業	生涯学習・スポーツ課	地域社会で住民が主体的に啓発活動に取り組むため、そのリーダーとして各自治会に啓発推進委員を設置し、活動を促進する。	同和問題を啓発していく必要性はあると考える。		他の人権課題や新たな人権課題と合わせた、複合的総合的の人権教育のあり方も検討していただきたい。		他の人権課題について学ぶことは物理的にも困難なため、同和問題に特化した事業となっているが、他事業（講演会の開催等）で、他の人権課題について学ぶ機会を設けることで、総合的な人権教育を目指す。
内96	中学校区ヒューマン・ライツ推進事業	生涯学習・スポーツ課	市内中学校区を研究指定校区に指定し、人権教育の指導の改善・充実について実践研究に取り組むとともに、中学校区における幼稚園、小学校、中学校の実践交流に努める。	人権教育の充実について必要性は高いと考える。		事業開始からの3年間での評価を踏まえ、事業の効果検証をし、事業に区切りをつける事も考えていただきたい。		事業開始からの3年を経過する中で、中学校区における人権教育推進に係る組織の確立と授業実践を中心とした連携の充実が図られており、当事業が市内小中学校の人権教育の充実には貢献していると考えている。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内97	女性学級開設事業	生涯学習・スポーツ課	伊勢市婦人会連絡協議会会員の地域における自主的な生涯学習活動の支援	高齢者、若年層、男性、女性と、様々な区分があるが、女性のみでの生涯学習を特別に支援する必要があるのか疑問。必要性の再確認をしていただきたい。多方面でご協力いただいているのであれば、それぞれ個別の場面で支援すべき。	女性のみでの生涯学習への支援であり、公正性が保たれているか疑問 市内8地区の婦人会への支援であり、その他の婦人会への支援と比較して、公平性が保たれているか疑問	目的の生涯学習活動の支援を達成するために、他のアプローチの仕方があるのではないかと検証と改善を。 市の全般的な生涯学習として行うべきと考える。例えば生け花、書道、手芸等について男性でも参加できるようにすべき。性質的には補助金である。報償費として支払うのであれば、講座内容の責任は市にある。講義内容の確認はきちんとされているか		女性学級の実施方法について、市が実施する生涯学習講座等への参加や出前講座の活用をすすめるなど新たな方法での自主的な学習活動ができるよう相談・助言を行い、講師料の支出による支援については平成24年度を終年とする。
内98	飯田市交流会実施事業	生涯学習・スポーツ課	飯田市との親睦をはかるだけでなく、小学生が交流することにより、経験値を高め、心の成長を促進する。また、引率者間の情報共有やコミュニケーションの醸成などを深め、教育力の向上に資する。	歴史ある取組であり、相手方がある話であるため、理解できる部分もあるが、必ずしも必要な事業ではない。リーダー養成を目的とするのであれば、もう少し直接的な事業も考えられる。	参加できる児童は限られているため、他の児童に体験内容等を報告し、より積極的な共有を。	宿泊費について、お互いに一部自己負担を加えることを検討していただきたい。例えば一人2,000円程度効果の検証を行い、より効果的な実施を。	教員で組織する実行委員会へ委託しているが、民間委託の可能性を検討していただきたい。	実体験を通じ得られたものを、更に伝播することにより総合的に児童の成長が期待できる。 普段の学校生活では経験できない活動の一環として続けている。リーダーの養成だけが目的ではない。 代表者に参加を要請していることや、学外教育の一環である観点から参加費徴収は考えていない。
内99	ブックスタート支援事業	生涯学習・スポーツ課	子育て支援の一環として健康診査等の際にブックスタートパック（絵本、子育て関連資料が入ったバッグ）を手渡す。配布作業は、1歳半健診時に行うほか、H22年度から随時、図書館窓口でも行っている。	親子のふれあいの機会の増加等、子育て環境への良い影響を与えるものであり必要		NPO法人ブックスタートの掲げる事業目的よりも広範囲な目的を掲げているが（子育てへの父親の参画の増加、絵本を通じた保護者同士の交流など）、それに対する事業内容が見られない。ブックスタートパックを配布するだけでは、父親の参画の増加は見られないため、それを目標にするのであれば、父親の絵本読み聞かせ教室を併せて実施するなど、そのための業務改善が必要。事業実施にあたり、あれもこれも目的にするのではなく、何が目的か明確にすべき。 1歳半検診の後、ほとんどの場合がただ絵本を受け取るだけであるため、事業の趣旨が伝えられ		父親の参加については、現在のところ有効な事業を実施できていないので目的から外す。保護者同士の交流については、ブックスタートで配付する封筒に赤ちゃんおはなし会の開催案内を入れ、配付時に口頭でも説明することでおはなし会への参加者が増加し、参加者同士の交流も行われているため、今後も目的として掲げていきたい。
内100	スポーツ推進委員事業	生涯学習・スポーツ課	体育指導委員の活動等に伴う経費・委員数 66名（学区代表60名、体育協会・スポ少・レク協・総合型クラブ・小体部・中体連 各1名）	スポーツ振興法に基づいて設置されており、市民の健康増進のために必要と考えるが、体育指導員の具体的な業務や設置の効果を示していただきたい。		活動内容がよく見えない。体育指導員がどのような役割で、各地域で誰が指導員であり、どのような活動を行っているか、積極的に情報を発信していただきたい。 体育指導員の委員数や年4回の会議のあり方等についても、振り返りと検証をしていただきたい。		旧市町村別となっていた組織を、平成22年度に一本化した。平成23年度は、一本化された組織の中で、企画部会や総会を重ね、全市的な事業について協議し、新たな事業を展開した。 事業については、市民の誰もが参加しやすいものを企画し、レクリエーション協会等と連携しながら、ウォークラリーやウォーキング事業を実施した。11月にはいせスポーツフェスティバルを開催し、スポーツシンポジウムやダンスフェスティバル、スポーツ教室等を行い、1,000人近くの参加があった。 市民のニーズを把握する中で、地域あるいは全市的なスポーツの推進を図るための事業を各種団体と連絡調整しながら企画・運営する。また、研修会に参加し、スポーツ推進委員等の資質の向上を図り、一人でも多くの市民がスポーツに親しむ環境を整える。 スポーツ推進委員の認知度を深めるため、効果的な事業の企画あるいは周知方法を検討する。
内101	学校体育施設開放事業	生涯学習・スポーツ課	市内小中学校の体育施設の、一般への夜間・休日開放を行う。	市民に身近な学校体育施設を、市民のスポーツ活動の場として提供することは、市民の体力の保持・増進、住民の交流、生涯スポーツ普及の観点から必要		小俣中学校、小俣小学校の管理経費について、合併時の取り扱いの違いと思われるが、他の学校と比較してあまりにも経費の違いがある。統一的な取り扱いを目指していただきたい。統一ができない場合は十分な説明が必要。		事業が効果的に行えるよう、業務の実手法を点検する。
内102	スポーツ少年団育成事業	生涯学習・スポーツ課	子どもたちのスポーツ活動に関する視野を広げ、スポーツ人口の一層の拡大を図ることを目的として各地域で活動するスポーツ少年団に対して支援する。	子どもたちのスポーツ活動に関する環境整備は必要 運動能力の低下など二極化が生じているということであるが、それを解消するための取組みとなっているのか再確認をしていただきたい。	競技人口の拡大が目的であるのに対して、事業内容は既にスポーツ少年団に所属している子供達を対象となっているのではないかと。	運営補助的な補助金から事業委託への切り替えをしたことは評価できる。 目的である、競技人口の拡大にアプローチできる事業を組んでいるのか検証していただきたい。	所管課で検討されている体育協会へのアウトソーシングを積極的に検討されたい	各団がスポーツ少年団に入ることのメリットが感じられ、積極的に新規加入団員を集めやすいような環境づくりに努める。新規加入団員を増やすことで、より一層の競技人口の拡大と運動能力の低下を防ぐため、全体事業を充実させることを図る。 旧市町村別となっていた体育協会やスポーツ少年団の組織を、平成22年度に一本化した。 平成23年度は、一本化した体育協会の組織の強化を進めるとともに、法人化に向けての協議も行っており、スポーツ少年団の事務局移管を視野に入れて進めている。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内103	全国大会等参加激励事業	生涯学習・スポーツ課	全国大会等に出場する競技者への激励や懸垂幕等を掲示する。	当該課としては、総合計画の目指すまちの姿である「健康づくりの運動ができる環境の整ったまち」に該当するとしているが、違和感がある。参加者にとっては、激励会を開催されることは、励みとなり、社会通念上、妥当な事業であると思われる。また、まちの一体感を醸成すると考えられる。	支給対象となる競技の基準を明確にしていきたい。	算出の根拠を明確にしていきたい。		競技スポーツは生涯スポーツの延長上にあり、競技者が引退し生涯スポーツに移行したり、指導者となることもあるため、「健康づくりの運動ができる環境の整ったまち」と設定している。他市の状況も確認しながら、競技の基準や算出の根拠を見直す。
内104	集客誘致大会開催事業	生涯学習・スポーツ課	全国規模の大会を開催する。	お伊勢さん健康マラソンについては、全国から参加者があり、伊勢市を発信する機会になっている。全国大会への負担金については身近なところでレベルの高い技術を見ることができ、市民の技術向上に寄与することができるが、市民が望んでいるかを調べる必要がある。	一部の大会（スポーツ関連）のみ負担金が支出されており、負担金支出の根拠が明確でない。	一部の大会のみ負担金が支出されていることから、支出基準を明確にするべき。また、支出額についても基準を設ける必要がある。 「全国レベルを見ることで技術向上が図られる」とあるが、市民がどの程度観覧しているかを示す必要がある。また、開催自体を知らない市民も多いのでPRの方法を検討することが必要。経済効果を示す必要があるとともに、負担金を支出した大会の参加者がどの程度市内に宿泊しているか示すことが必要。負担金支出をすることで誘致を図っているが、負担金を支出することなく大会を誘致する方法も今後の課題として検討していきたい。（魅力ある、利用したくなる施設づくり等）	お伊勢さん健康マラソンについては委託により大会事務局が運営されているが、市職員についても開催までの準備に多大な業務量となっており、業務を完全に委託することを検討することが必要。	日本体育協会や県、市体育協会に加盟している信頼性のある団体との共催において負担金を支出している。負担金支出の明確な基準はないが、市と関係団体がほぼ負担を等分している。他市においても、明確な基準がないが、費用対効果等による大会自体の必要性和算出基準の設定について検討していく。事業のあり方を見直し、負担金の抑制を図りながら事業の実施が効果的に行えるよう努める。業務の完全委託は、慎重に検討を積み重ねなければならないが、マニュアル化できる部分はマニュアル化し、業務量の増加を抑える。
内105	市民芸能祭開催事業	文化振興課	芸能分野の振興を図るため、市民に発表の場を提供し、伊勢の伝統文化等を身近に観賞する機会を提供する。 【内容】 2日間を観光文化会館、5日間をいせトピアで開催の予定（日舞・民踊、ハレ・モダンダンス、フォークダンス、邦楽、能楽、吟詠剣詩舞など）	市民の文化活動の発表の場としての必要性はあり、文化振興に寄与すると考えられる。	広く参加できる環境が整っているかを確認していきたい。特に一部の団体のための発表会に成っていないかの検証をしていただきたい。参加者等がほぼ固定となっていないか、開かれたものであるのかに留意していただきたい。公平性について改善の余地がないか検証を。	市民芸能祭開催後に芸能祭の様子の情報発信を積極的に行ってもらいたい。また、照明・音響・舞台操作の人件費は適当であるのか検証を。		出演団体については、すべての舞台芸能を対象に、広報いせで参加を呼びかけしており、開かれたものとなっている。芸能祭の様子の情報発信については、ホームページを活用し、芸能祭の認知度アップにつなげたい。委託料の多くを占める舞台操作人件費については、他社で見積もりを取るなどして検証したい。
内106	造船資料保存調査経費	文化振興課	旧市川造船所資料は、造船史及び船舶史における貴重な歴史資料であるため、適切に保存・活用を図るための調査を行う。	当市にとって歴史的に重要なものであるためその保存調査には必要性が認められる。	問題ないとする。	全容を把握し、全体の見通しを立てることが必要である。	民間委託の検討の余地があるとのことなので、検討していただきたい。	これまで部分的に外部委託を導入して調査を行ってきた。現在、資料の内容把握のための基礎調査を行っている段階であり、地道な作業を重ねることが最善の方法と考えている。なお、平成21年度以降は緊急雇用対策事業により調査を行っている。
内107	全市博物館構想推進経費	文化振興課	伊勢市全体を「博物館」としてとらえ、隠れた文化資産・地域資源を発掘・展示できる人材を育成する。また、既存の博物館等のネットワークを通じて情報の共有・発信を行い、構想を推進する。			観光セクションとの連携の必要性は以前から言われていたが、その進展はどうなっているか市民、市外の方に対して、より積極的に情報発信をしていく必要がある。伊勢の歴史文化を広く子ども達に知ってもらえるような工夫を検討していただきたい。	担当課記載のとおり、各種団体等が担うよう検討をしていただきたい。	平成22年度は観光企画課と共同で、内宮・外宮の案内人として活動している観光ガイドを対象に案内人養成講座を実施した。23年度も継続して実施し、今後、観光ガイドが本構想の協力者になっていただき、一般対象の案内人養成の先導的な役割を担っていただきたいと考えている。また、こどもを対象とした体験学習講座も開催する予定。
内108	教育研究研修推進経費	教育研究所	教育研究所が主体となり、学校及び園と協力しながら子どもの育成に資する研究を推進するとともに、教職員等を対象とした研修講座を開催し、教職員の資質向上をもって市全体の教育力向上に寄与する。また、社会科副読本など学習活動に活かせる指導資料を作成する。	教職員に対する研修の必要性は高い。	研修に参加していない教職員へ積極的に研修内容の共有をしていただきたい。	学校教育課が実施する研修との連携を図り、重複がないか確認をしたい。研修講座終了時にアンケートを実施し、受講者の満足度を把握して改善に生かす。	県教委・他市町教育委員会とも連携を図りながら講座の企画や講師の選定を行う必要があり、事務局で推進した方がよい。	他費目実施研修会、学校教育課実施研修会との連携を図り、重複がないか確認するとともに、研究所へこれらの研修会を移行したい。また、研修に参加できなかった教職員向けに研修の様子をイントラネットに掲載し、共有を図っていきたい。研修講座終了時にアンケートを実施し、受講者の満足度を把握して改善に活かしていきたい。郷土教育充実のため歴史資料「わたしたちのまち 伊勢の歴史」の印刷製本を進めたい。
内109	小型動力ポンプ付積載車購入事業	消防総務課	更新計画に基づき、消防団車両を更新する。 【対象車両】 二見分団（西）・佐八分団（津村班）・二見分団（松下）	東日本大震災以降、市民の防災意識が高まっており、地域に密着した消防団活動を行う上で、資機材の整備は必要		若年層の減少や会社勤めの方が多く、緊急時における消防団活動に支障をきたす可能性があることから、消防団の組織再編（統廃合）を検討し、それに伴い、小型動力ポンプ付積載車の配置見直しを行う必要がある。小型動力ポンプ付積載車の長寿命化を図り、更新期間の延長を検討する必要がある。		消防団小型動力付ポンプ積載車は、地域における消火活動のみならず風水害・地震等災害における調査・警戒・救助活動等、機動的に、かつ、広範な活動を行う消防団の中心的資機材であるので、伊勢市の総合的な消防力の強化となるよう、随時、効果的な方策を検討していくものです。

NO	小事業名称	部課名称	事業要旨	点検結果（社会的需要）	点検結果（公平性）	点検結果（業務改善）	点検結果（民間委託）	事業総点検 対応状況
内110	消防水利施設整備経費	消防総務課	火災発生時において消防水利の活用に支障が生じる事無いように、昼夜を問わず消防水利の位置が確認できるよう標識の設置、塗装を行う。また、駐車等による障害を排除するため消防水利位置を明確にする。	消防活動を行ううえで水利整備は必要不可欠		消防水利は伊勢全体の広範囲に点在し、消火栓溶着塗装工事など数量が膨大となることから、効率的な箇所設定、発注方法について検討していただきたい。	消防水利について緊急時に備え消防職員が点検することが望ましいことから、民間への委託は難しいと考える。	消防水利は伊勢全体の広範囲に点在し、数量が膨大であるため、効率的な施工のため、従来から、要否を判断すると共に、できる限り一団の区域を工事対象としています。